

東京財団研究報告書

外国人犯罪の動向とその対策
— 若干の提言 —

2004-5

儀邊 衛 弁護士・元名古屋地方裁判所所長

The Tokyo Foundation

東京財団研究推進部は、社会、経済、政治、国際関係等の分野における国や社会の根本に係る諸課題について問題の本質に迫り、その解決のための方策を提示するために研究プロジェクトを実施しています。

「東京財団研究報告書」は、そうした研究活動の成果をとりまとめ周知・広報（ディセミネート）することにより、広く国民や政策担当者に問いかけ、政策論議を喚起して、日本の政策研究の深化・発展に寄与するために発表するものです。

本報告書は、「激増する外国人犯罪の実態と対策研究プロジェクト」（2003年5月～2003年11月）の研究成果をまとめたものです。ただし、報告書の内容や意見は、すべて執筆者個人に属し、東京財団の公式見解を示すものではありません。報告書に対するご意見・ご質問は、執筆者までお寄せください。

2004年7月

東京財団 研究推進部

目 次

第1章	はじめに	1
第1節	問題点の所在	1
第2節	提言の要旨	1
第2章	外国人犯罪の動向とその問題点	3
第1節	外国人犯罪の現状	3
第2節	国籍別検挙人員	11
第3節	地域別検挙件数	11
第4節	平成15年1月から8月までの状況	12
第5節	平成15年版警察白書にみる実態	13
第6節	犯罪統計資料速報値	16
第3章	来日外国人による国内犯罪に対する真摯な危機感を 国民が共有することについて	19
第1節	地域社会の協力連携	19
第2節	装備と法の整備	20
第3節	防犯意識の向上	20
第4章	いわゆる国民総背番号制の確立について	22
第1節	背番号制の創設と活用	22
第2節	韓国の共通番号制度の概要	25
第5章	国民総指紋登録制の採用について	28
第1節	指紋登録制の効用	28
第2節	指紋の歴史	29
第3節	韓国の指紋制度	31

第6章 外国人の出入国管理の方策としての指紋採取	34
第1節 個人認証手段の多様化	34
第2節 採取指紋の電子情報管理	34
第7章 コーストガード（沿岸警備隊）の設立	36
第1節 米国沿岸警備隊	36
第2節 米国式沿岸警備隊の設立	37
第3節 装備と体制	37
第4節 運用時の考え方	39
第5節 海上警備の実情	39
第6節 わが国沿岸警備隊設立の必要事象	41
第7節 米国沿岸警備隊の理念、設置目的	43
第8節 わが国の入国管理体制	45
第8章 新しい捜査体制の改編と捜査手法の確立	46
第1節 組織改正と対策の施行	46
第2節 警察活動の充実	47
第3節 中国人の組織犯罪の状況	47
第4節 新たな捜査手法の確立	48
第9章 量刑の重罰化の検討	50
第1節 量刑と被害者感情	50
第2節 量刑と罪質	50
第3節 軽い量刑と国際的視野	51

第1章 はじめに

第1節 問題点の所在

昨今、わが国内における外国人の犯罪が目に見えて増加している。その数のみならず質的な面でも悪化劣化が著しい。顕著に見られる問題点としては、兇悪化、組織化、集団化、国際化、地方拡散の傾向、等がまずもって挙げられる。

事態は次第に深刻になってきているという認識をしっかりと持たねばならない。これらの諸問題についての対策が「大胆にかつ柔軟に」なされなければならぬことは治安当局をはじめとして多くの識者の指摘しているところである。だがしかし、諸々の要因から、この種の犯罪、非行の増加の趨勢は止まるところを知らず、かつてわが国が誇りとした世界一治安の良い国との神話は検挙率の低下とあいまって崩壊し、人々の安心と安全は年々希薄になりつつあることは確かである。

警察をはじめとする刑事司法分野でのこれらの問題に対する対応は日を追って有効な手だてが講じられつつあるが、ソフトの面でもハードの面でも未だ十全とはいえない。

本稿はこのような問題意識のもとで、犯罪を撲滅、克服する強い社会実現を目指し、考えられるだけの具体的な方策や手法や制度を本腰を入れて考察したものである。そのスタンスは、ことさら犯罪者の権利を被害者のそれ以上に重視することなく、バランスのとれた人権意識に基づいて考究することにある。もっとも、日本の治安を悪化させているのは来日外国人による犯罪の急増のほかに少年犯罪の増加、凶器化、暴力団犯罪のまん延を挙げなければならないが本稿の主題ではない。

第2節 提言の要旨

本稿の主テーマとするところについて若干の提言を、或る意味では大胆に、或いは又マイルドな形でおこなってみたいと考える。これを要するに、以下のとおりである。

1. 国民に外国人犯罪の増加に対する危機的状況について十分な認識を持って

もらい、これを諸々の施策に反映すること、立論の基盤となるものに他ならない。

2. いわゆる国民総背番号制をさしあたり該犯罪抑止対策の有効な手だての一つとして確立してはどうか、との提案である。
3. 国民総指紋登録制を考え立案しなければならぬとの主張である。或いは最もラジカルではあるが、強力な方策と思われる。
4. わが国への出入国管理体制の強化のために、第3の制度と軸を一にするが、外国人の出入国の際に指紋押捺を義務づけるべしとの提言である。航空機で入る場合も船で来る場合も同様である。その具体的方策は後述のように最近のアメリカのテロ施策にみられる手法に範をとるものである。
5. 沿岸警備隊設立の提言である。水も洩らさぬ水際作戦を展開したいとのねらいによる。
6. 従来の捜査方法には既に限界がみられることに鑑み、新しい手法はないかを模索してみたことである。
7. わが国の刑事裁判の量刑について、犯罪の罪質、種別、手段、態様、結果等にてらし、かつ、日本人犯罪者との均衡にも配慮しつつ、これを厳罰の方向へ持っていけないのか、という点につき、考察を試みたものである。

以上につき、本稿はできるだけ国民感情（真のそれが何であるかはそれ自体一つの問題ではあるが、）に沿ったものでありたいとの念願のもとに、少しく提言を試みたものである。大方の率直な批判をあおぎたい。

第2章 外国人犯罪の動向とその問題点

第1節 外国人犯罪の現状

統計上も生活実感からしても、外国人による犯罪の増加が著しいことは明白である。まずその実態から分析せねばなるまい。

はじめに統計資料をみしてみる。(平成15年度の犯罪白書はまだ公刊されていないため、平成14年度のそれによるが、警察白書は平成15年の発刊にかかるものによる。)

1. 新規入国者数の傾向

近来新規入国者が増加している。平成13年9月11日のアメリカの同時多発テロの影響によるものか、若干減少したのを例外としては平成12年までは増え続けてきた。それにしても平成13年でも422万人余の流入である。(もっともここでいう外国人とは日本国籍を有しない者を指すが、更に定着永住者、在日米軍関係者に加えて在留資格不明の者を除いた外国人をいう。)平成14年、平成15年も資料に乏しいため推測の域を出ないが、更に増加しているであろうことはたやすく推認しうるところである。

2. 新規入国者の国別動向

ちなみに、新規入国者を出身地別にみると、アジア地域出身者の占める割合が高く6割を超える。次いで北米地域、ヨーロッパ地域となっている。これを国籍別にみると、韓国が約100万人(総数の23.8%)で最高であるが、以下台湾約77万人、アメリカ約62万人、中国(香港、台湾を除く)が約22万人(5.3%)となっている。ちなみにこれを検察庁の受理人員でみると中国から順に韓国、朝鮮、南アフリカ、ブラジル、フィリピン、イラン、タイが多い。中国は検挙件数で49.2%、検挙人員で全体の45%を占めている。もっともここではいわゆる暗数は含まれないが、その中にこそ問題点(不法入国、集団入国、偽装入国)が存することは明かといえよう。それ自体が犯罪である場合が多いが、更に入国後犯罪に走易い要因を抱えた者達である。

3. 入国者の在留資格

以上の入国数を在留資格別に構成比で見るといわゆる観光等を目的とする「短期滞在」がその殆どを占め（約91%）、興業（2.8%）、定住者（0.7%）、日本人配偶者（0.6%）、就学留学（合わせて1.2%）となっている。で、その者達のその後を推測すると平成14年1月現在の不法残留者数はあくまでも推測値であるが、22万4千人程とされており、減少傾向にあるといわれている。だが、我々の社会生活上の体感、司法にかかわる者の一人として言えばかなりの暗数があるやに窺える。つまりは実数はそんな程度ではあるまいと言っても過言ではないであろう。

4. 刑法犯検挙件数

外国人の国内における犯罪総動向をみてみよう。一言にしていえば、平成2年を底に増加に転じ、平成11年に過去最高の3万6382件となったが、12年、13年と若干減少している。平成14年以降は年間1万人を越える検挙数が続いているが、13年に至っては前年比8.5%増の930人の増加となり、1万8893人となっている。外国人の占める比率はわが国の刑法犯検挙人員数に占める割合のうち3.7%の由である。しかも来日外国人がその他の外国人よりも増加している。

5. 犯罪別状況

犯罪別でみてみよう。来日外国人による犯罪のうち主要な窃盗、入管違反、覚せい剤、麻薬等の違法薬物関係の法令違反、売春防止法違反などをみると、一番多い泥棒は平成5年に急増、11年に最高を記録し、その後は減少に転じている模様であるが、14年、15年の統計値は定かではない。

これを手口別でみると、8年から10年はいわゆる手物盗（スリ、置引等）の増加が目立ったが、11年からは非侵入盗（車上狙い、ひったくり等）でなく、侵入盗（いわゆるピッキング等）の増加が著しい。入管法違反は平成13年に増加に転じ、これを態様別にみると、いわゆるオーバーステイが最も多く、次いでパスポート不携帯・提示拒否、不法入国等が多いことに注目する必要がある。このところいわゆる「蛇頭－スネークヘッド」等の密航請負組織が関与する集団密航事件が激増し、その検挙人員は急増している。薬物

犯も急増し、売春防止法違反は減少傾向にあったが 13 年は前年比約 52% 増となっている。

6. 罪質別の状況

次に検挙後の外国人犯罪者の処理状況であるが、起訴不起訴を決める検察庁レベルでみると、最近 3 年間の国籍等別新規受理人員は 3 年間を通じて挙げるならば、最も多いのは中国人であり、アジア地域の国籍等の者が 8 割以上と大部分を占めている。起訴人員の増加傾向は著しく、13 年は前年比増で計 1 万 5152 人の起訴となっている。罪質別にみると刑法犯ではやはり窃盗が最も多く、次いで傷害、強盗、横領、文書偽造、殺人、有価証券偽造が多く、特別法犯では入管違反が最も多い。これはわが国と近隣諸国との賃金格差を背景として不法就労を目的とした外国人が不法に入国する、あるいは短期滞在のビザで入国してそのまま就労のため定着するということがある。更に覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、麻薬取締法違反の順であへん法違反を加えた違法薬物事犯が約 1 割を占めている。起訴率でみてもほぼ同様となっている。

7. 犯罪要因

犯罪の動機、原因等について試みる。統計資料はないが、裁判所における幾多の経験に基づく私見によると、貧困、言語、仕事、国民性、職場環境等主たる目的の挫折、短絡的な金儲け、が主たる近因のように思われる。遠因としては社会経済のグローバリゼーションが挙げられる。

少しく例証を挙げて敷衍すると、日本語を習得して帰国すると高賃金が得られるとの考え、その勉強のため日本語学校に来て就学したが、出席日数が足らず就学ビザの更新をしてもらえず、帰国もならず不法滞在に至り所持金もなく窃盗に及んだという例。安直に、日本に行けば賃金が高く金を稼ぎ易いと思い来日したが、仕事が減ったあるいは無くなったことにより切羽詰ってひたたくりをやった例。いわゆる 3K の仕事をみつけはしたが日本語がうまくできず職場の人間関係がはかばかしくなく勤務を辞めざるを得なかった例。違法薬物を持ち込んで売人として荒稼ぎをする例。働かずに日本の暴力団と組み、組織として行動する例。侵入盗をして根こそぎ物盗りをする例。不景

気で建築業等勤め先が倒産し、次の仕事が見つからずに金銭に窮しひたたくりから強盗までやる例。盗んだクレジットカード、キャッシュカードや預金通帳を用いて ATM や銀行窓口、郵便局からこれら電磁的記録をスキミングにより不法に抜き取り現金を引き出して窃盗、詐欺を働く事例。日本に居て金儲けがしたいことから、結婚を偽装して在留資格を得ようとする例。パスポートを偽造し入国、仲間と共に特定の地域や職場で営利目的に覚せい剤麻薬等を売る例。など揚げれば枚挙にいとまがないほどである。総じてこれは働くよりも効率的に、つまり手っ取り早く利益を得る手段として犯行に加担するといった例が多い。このような考え方に立つのは例えば金儲けのためには手段を選ばない風潮がひろがり不正や犯罪が増加している社会から来ている人も少なからずいること忘れてはならない。幸い人種偏見等特定の感情から邦人に排斥されて職を失い、犯行に及んだという例をわれわれが特にみないのは、日本人のひとの良さ、おおらかさ勤務を尊ぶ思想を示す一例ともいえよう。

8. 犯行の手口、態様等

犯行の手口、態様等からみると、例えば外国人の犯罪、非行は巧妙な或いは手の込んだ方法で、根こそぎ盗みをするという例。車を利用して通行中の婦女子から強引に現金入りのバッグなどをひたたくり、被害者に大怪我をさせる事例。などを挙げることができる。問題は、国内で犯罪グループ（高級車窃盗団、薬物の不法持ち込み・販売組織など、国籍や出身地別で形成される例が多い。）を作り、わが国の暴力団や外国に本拠を有する国際犯罪組織と手を結び、一体となって高級車を国外に移送してさばくため連続犯行を行う事例がある。おおきくいえばこれらのことは国際的な関心の的となっており、問題の解決のためには各国の連携や協力が不可欠ものが多い。最近の国際会議等における重要なテーマの一つともなっていることはその端的な表れといっておく。

9. 犯罪の種別・様態別状況

兇悪犯の増加、中でも強盗（又は強盗傷人）は 13 年の数字でみると、検挙件数検挙人員とも前年比で大幅に増加した。例えばピッキング用具、新手の

サムターン回しを使用した犯人が侵入盗をなし、家人に発見され居直り強盗に変身したという例。金のありそうな家を物色し或いは情報を得て侵入、家人を粘着テープで目、口、手足を緊縛し、金員を強奪するという例。などが兇悪犯として挙げられる。中にはクロロホルムを用いて殺人に及び被害者の口封じをしたものもある。犯罪の兇悪化は特に強盗について著しい。10年前のそれに比較して検挙件数だけでも5倍に増加している。その手口もサバイバルナイフ等の兇器、パール等や粘着テープを使用するものが多い。

10. 発生地域別の状況

発生地域別にみるとどうか。平成3年頃は東京、神奈川等の大都市における犯罪が多発するのが目立ったが、8年になると他の大都市の周辺や地方にも及んでこれが次第に顕著となる。年を追って全国地方都市にも拡散する傾向が更に進んでいることが明らかになっている。特に東京近郊の中小都市への拡散、拡大が急激に進んできている。更に試みに検挙件数を10年前とで比較すると東京では2,3倍の増加であるのに比し、中部地方で20倍、四国地方で32倍全国平均で約6倍である。拡散化はまぎれもない事象といつてよからう。

先にも少し触れたが、項を改めて国際犯罪組織の活動の状況を理解しなければならぬ。国際犯罪組織が日本に進出浸透し、日本の暴力団、犯罪組織と手を結ぶという例である。又来日外国人は日本人に比べ多人数で犯罪を行う傾向が強い。群れをなしたがるという傾向があるかともおもわれるが、異国での犯罪情報も十分でなく大勢で仲間を形成し、その不安を解消するというのもその一因であろう。相互扶助というか助け合いの精神も軽視出来ないところであろう。ここで再び「蛇頭」のことに言及しておかねばならない。誰も核心に迫ったものがないので闇の中の存在であろう。しかし、「蛇頭」は国際的な密航請負組織で、中国で密航者の勧誘、引率、搬送、船舶や偽装旅券の調達、日本での密航者の受け入れ、隠匿もなりわいとしている手強い集団である。日本で犯罪を犯した中国人を密かに帰国させるルートを確立しているともいわれている。定かではないが中国人に対する検挙率が低下しているのはこれが一因とも解される。わが国に不法滞在している中国人を集め受

け入れ組織を構築するのみならず、広域的に活動し入国はおろか出国にも手を貸していることになる。

11. 不法入国、不法在留の問題点

バブルがはじけて多年景気が低迷して日本経済は閉塞状態にあり、したがって生き残りをかけてのリストラが行われ、企業の倒産、賃金の低劣化が進んでいる。このような厳しい雇用状況にかかわらず、就労を目的として来日する外国人は知って知らずか少なくない。不法就労も多く（おそらく殆どが不法滞在者であろう。）これらの点が外国人犯罪の温床となり平成 13 年の一カ年をとってみても外国人の兇悪犯の 403 人中 180 人が不法滞在者であるとの報告があることでもそのことが知れる。50%近い高率を占めているといつてよい。平成 13 年でみると検挙した不法入国者等の数は 2499 人とされるが、地域別にみると中国、イラン、タイの順番と統計上示されている。入国の手段は航空機しかも偽装旅券を用いたものが頻発し、この方法による不法入国者中、中国人が 343 人と過半数を占めていのが特徴的である。

集団密航が背景にあるというか、蛇頭が存在を看過できないというべきか、この点が重要であろう。福建省にその本拠を持つというこの組織の実体を知るものがないのは、情報漏れがない故なのであろう。今や新宿界隈を根城とし勢力拡大をねらい、治外法権地域と化しているところもあるやに聞知する。日本人としては堪え難いものといわねばならない。

12. 日本人の介在問題

11.と裏腹の問題といえると思われるが、不法就労を助言する日本人の存在することも看過出来ない。外国人を安く雇おうとする者や、就労を斡旋する賃金をピンハネするブローカーの介在があるのである。一部には暴力団が仕切るものもあり、低賃金で酷使しようとする雇主もいる。搾取をした残りの低賃金を交付されても訴え出る者はなく、反面外国人労働者は真面目に働き、容易なことでは働くのをやめず定着性を有する者のいることが問題を一層複雑なものにしている。中には不法就労者の住居としてアパートの一室を借り上げてやったり(一室に何十人と泊める例もある。)、仕事を絶え間なく与えることに注意を払う雇主もいたりする。又、日本人を配偶者として持つと在留

資格を得ることができるため偽装結婚をなす者も少なくない。その上で犯罪を遂行せんとするのである。

これに対して、不法就労を助言する者や入管法その他関係法令を駆使して悪徳を働く暴力団や搾取をする雇主を厳しく取り締まる必要があるであろう。かつて高度成長期にチープレーバーを求めて入国管理の手法を緩和した時期があったやに聞知するが、数十年たった今日そのつけが回ってきたとも文化史的にはいえるのかも知れない。厳しい取締りは悪、ゆるやかな入管体制こそ公正な入国管理と考える風潮があり、そう考える財界人や知識人がいたことも事実であった。と同時に問題の根っこを根絶しなければなるまい。飲食店等のサービス業で外国人女性をホステスや売春婦として雇うことができないよう常に眼を光らせる必要があり、その方面へ外国人が送り込まれないよう捜査、調査、検査等をねばり強く行う努力をしなければならない。このように風俗店でホステス、売春婦として働く外国人女性の中には中国人、タイ人、フィリピン人等東南アジアの貧困層から出稼ぎに来た者、或いは欺されて連れてこられた者も多くブローカーや背景にいる暴力団、風俗営業経営者らに諸々の費用がかかったとして、故なき借金を背負わされパスポートを取り上げられて帰るに帰れぬ仕儀となっている者もいることも忘れてはなるまい。弱い者を喰い物にする悪辣な者や組織については監視の目と証拠の収集を怠ってはなるまい。更に注意を要するのはいわゆるリピーターの襲来である。わが国で何らかの犯罪を犯し、強制送還されても又偽装旅券を持ち名前を変えて再び来日する者も少なくない。どうもある国々では簡単に他人になりすますができるようである。氏名や身分を偽って入ってくる者も少なからずいる。

13. 銃器、薬物関係

押収された多数の拳銃の殆どはロシア、フィリピン、アメリカ等から密輸入された外国製のものである。小さく分解されて個別に輸入されるのが多いため、発見押収が困難となりつつあることに留意する必要がある。密輸の手口が巧妙化し多様化しているとされるが、わが警察に有効な対抗手段はありうるのか疑問なしとしなない。外国の捜査機関等、関係機関相互で情報収集が

正確迅速に行われること。これが完徹されて水際作戦が成功することが肝要であろう。

14. 蛇頭

文献に乏しく又我々が密入国の中国人に蛇頭のことを尋ねても、誰一人話す者はいない。僅かな資料をたどって説明を試みしてみる。

蛇頭は一般的には中国からの密入国全般の請負人という意味に用いられているらしい。密出国を請負う一人のブローカーの呼称で、これらの者が集まってグループを形成するが、組織の名称ということでは必ずしもないらしい。先述した福建省に2ないし3あるといわれている。

蛇頭のトップは金持ちしかないとされる。顔や名前は詳らかでない。トップには中国人はいないという。密航者を集める蛇頭は下っ端の人間でトップのことは知る由もない。日本に密航者を連れてくる蛇頭は比較的上位にいる人でトップ代行と直接連絡を取るといわれている。「蛇頭」には勧誘蛇頭、取立て蛇頭、引率蛇頭、出迎え蛇頭、パート蛇頭等があり、その他に各セクションを監視する監視蛇頭がいるといわれている。その名のおりの役割分担をなす。パート蛇頭というのはいささかわかり難いという人もいるだろうから説明すると、出迎え蛇頭の手が足りないときに臨時に雇われる者をいう。ちなみに蛇頭が勧誘する対象は比較的豊かな暮らしをしている家族の子弟であるという。密航料を取立て難い貧困な家には声をかけないのであろう。このごろのターゲットは海老の養殖で豊かになった漁業者、比較的裕福な近郊農業であるといわれる。

15. 国籍別と犯罪種別

警察庁刑事局刑事企画課の統計資料によると、平成14年度における来日外国人（定着居住者、永住居住権を有する者等在日米軍関係者及び在留資格不明以外の者をここではいう。）による重要犯罪(殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐及び強制わいせつをいう。)、重要窃盗犯(侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいう。)検挙数の総数は1322名(ちなみに前年は1415名)である。これをまず国籍別に多い順に挙げると中国(672)、ブラジル(251)、韓国、朝鮮(79)、ベトナム(29)、フィリピン(20)、スリランカ(11)等の事実が指摘できる。

犯罪種別にみると重要犯罪についていえば、殺人の総数 41、強盗 280、放火 7、強姦 25、略取誘拐 18、強制わいせつ 30 が挙げられる。殺人、強盗が最も多い国はいずれも中国(台湾、香港を含む)である。特に強盗が多発していることには一驚させられる。社会生活のうえで最もこれらの危険にさらされているのはタクシーの運転手である。筆者はできるかぎりの体験や実感をタクシーに乗るつど彼らに尋ねている。多くは言葉のわからぬ東南アジア系の複数人に乗られると降車するまでヒヤヒヤものである、乗り逃げもしばしばですねという。シートベルトをはずし、いつでも逃げられるようにして運転するということをいう運転手もいた。新聞等には出ないけれど、東京都内ではタクシー強盗は日常茶飯事と化しているという。若干オーバーとしても一日一件は少なくとも報告があるという。業界では事件が発生すると、いち早く無線で連絡されるが、「大きな荷物」を忘れた人がいるという表現で伝えられる。皆協力して何はさておいても不審者の発見、被害者保護に努力するという。非常にビビットな話であるが強盗を大きな荷物という表現を面白く感じるなどといったことで笑っては済まされない深刻な事態であるといえよう。先の件数はいずれも検挙人員をいうもので、発生件数はこれを大きく上回っていることは想像に難くない。検挙率の低下が影響している。

第2節 国籍別検挙人員

次にいわゆる重要窃盗犯の国籍別検挙人員をみてみよう。平成 14 年中の数字は以下のとおり、総数 921、種別でみると侵入盗 658、自動車盗 136、ひったくり 43、すり 84 となっている。中国(総数 508)は侵入盗 456、自動車盗 15、ひったくり 9、すり 28 となっている。以下同様の順でいうと、ブラジル(159)57、767、21、4、韓国、朝鮮(46)18、3、23、ベトナム(18)15、1、2、0 となっており、以下ロシア、フィリピン、スリランカ等が多い。

第3節 地域別検挙件数

来日外国人による刑法犯、特別法犯の平成 14 年の検挙件数を国内の地域別にみてみよう。

東京が単独で突出して総数 9217 であるが、神奈川県が 2163、愛知 8710、大阪 1433、広島 248、福岡 244、茨城 406、富山 583、岐阜 534、群馬 741、埼玉 1415、千葉 969、長野 743、静岡 905、札幌 178、宮城 189、福井 476、三重 965、兵庫 665、高知 154、大分 122 等を挙げてみるができる。地域拡散化、広域化、首都圏大都市周辺部の増加、等が数字の上からも顕著にみてとれる。牧歌的な時代ははるか昔といわねばならない。

第 4 節 平成 15 年 1 月から 8 月までの状況

次に最も新しい統計資料から数字をみてみよう。

まず重要犯罪を国籍別にみてる。総数 946、殺人 49、強盗 213、放火 13、強姦 23、略取誘拐 3、強制わいせつ 25、となっている。内訳は中国総数 529、韓国・朝鮮 52、ブラジル 147、ロシア 18、フィリピン 11、イラン 10、ベトナム 15、アフリカ 11 が主なものである。内容について中国を例にとると、殺人 20、強盗 123 いずれも前年平成 14 年の数字を大きく上回っている。由々しき事態といえよう。

重要窃盗犯についても同様で、中国の侵入盗 341、自動車盗 7、ひったくり 5、すり 17 となっている。前年比を超えるもの、同数のものが全てで、依然数値は高止まりないしは増加の傾向を示している。

ちなみに地域別に多い方を主として北から順に挙げると札幌 9114、宮城 198、東京 7595、埼玉 984、神奈川 1766、岐阜 632、愛知 4578、大阪 851、兵庫 385、広島 203、愛媛 72、福岡 309 等である。全国各地に拡がったといってよい。政府が治安対策をマニフェストに挙げたことは時宜に即したというべきであろうけれども、国内治安状況についての認識の不十分さの故に、むしろ遅きに過ぎた感の有ることは否めないところでもある。後手に回ってはなるまい。

犯罪多発国の治安当局との提携の緊密化、情報交換、連携プレイ、警察組織の再編・強化、入管、関税、海上保安庁等治安担当組織のこれらに必要な急速な立法、治安担当者の権限強化、職員の治安の悪い街への重点配置、地域社会とのスクラム化、情報収集の徹底、必要な人員増、従来の捜査手法の改善等なすべきことは多々あるといわねばなるまい。

これらの状況、問題についての東京の状況を一瞥してみよう。平成 14 年中都内

における来日外国人刑法犯の検挙状況を挙げると次のとおりである。

国籍別に多い順にみると、中国、韓国・朝鮮、コロンビア、フィリピン、アメリカ、その他で検挙人員の総数は2027名である。そのうち中国1265名構成比62.4%、韓国・朝鮮202名10%、コロンビア50名2.5%、フィリピン49名2.4%アメリカ49名2.4%となっている。

これを在留資格別に分類すると合法滞在者の就学、留学生732人(約36%)不法残留をしていた全就学、留学生58人(2.9%)の計790人(39%)が犯罪、非行を行っておりこれが全体の約40%を占めている。合法滞在者のうちでも短期滞在者の犯罪も少なくなく(180名、8.9%)不法滞在者のうちで短期滞在後のオーバーステイ中の犯罪が150名、7.4%、密入国、不法上陸が215名10.6%となっている。

就学、留学生が目的を達して無事帰国されるのを望むが、これらの者の在日中のフォローアップはしかし大切であろう。現実これを把握するのは至難とはいえ、これを怠ってはなるまい。例えば日本語学院、大学等からのしっかりしたレポートの提出を求めるというのも一方法と思われる。

統計は総数で22万1402名、うち留学生は3万566名であるが、これを母数として同年中の刑法犯の犯罪行為率を算定すると、就学生2.47%、留学生0.86%となっている。都内の治安状況を示す指標の一つとして資料を掲げたところである。

ちなみに、全国における不法残留者の国籍、在留資格を多い順に並べると、韓国、フィリピン、中国、タイ、マレーシア、その他となっており総数22万552名に達する。在留資格でいうと、短期滞在、興行、就学、留学、研修、その他の順である。数字の詳細は省略するが、恐らく暗数を含めると更に多くに昇るのであろう。

人類学的に日本人と識別し難いところのある東南アジアの者達が多いだけに、問題の解決を一層困難にしたものといえよう。不法滞在者の発見、確保、送還、検挙、裁判といったことは焦眉の急といってよからう。

第5節 平成15年版警察白書にみる実態

更に発刊されたばかりの平成15年版警察白書に依って外国人犯罪の最も新しい実態についてみてみよう。

1. 同書によれば、わが国に流入した外国人がわが国内で犯罪グループを形成

し、暴力団や国際犯罪組織と連携をとるものがあると、まずは犯罪の変質が指摘されている。

2. 平成 14 年中の来日外国人犯罪（刑法犯及び特別法犯）の検挙件数、人員は 3 万 4746 件(前年比 6983 件(25.2%増))、1 万 6212 人(前年比 1552 人(10.6%増)) でともに過去最多を記録した。過去 10 年間についてみると検挙件数、検挙人員ともに増加傾向にあり、平成 14 年は同 5 年と比べて総検挙件数、人員はそれぞれ 1.8 倍、1.3 倍、刑法犯検挙人員はそれぞれ 1.9 倍、1.1 倍、特別刑法犯検挙件数、人員はそれぞれ 1.5 倍、1.6 倍となっている。

とりわけ凶悪犯検挙状況をみると、強姦、放火、強盗殺人の検挙件数、人員にしたがうと、検挙件数、人員は 323、前年比 19 件、4.9%増、353 人、前年比 50 人、12.4%減となっている。特に凶悪犯の典型的なものとしてイメージされる強盗の検挙件数は平成 14 年において 5 年前と対比して 2 倍に増加し、凶悪犯検挙件数全体の大半（実に 76.5%）を占めるに至っている。

治安が悪くなったな、物騒な事件が増えたな、巻き込まれたくないな、気をつけねば、警察にはもっと頑張って貰わねば、不良外国人をどうやって抑え込んだらよいのかな、といった気持ちをいだかせるに十分な状況といってよい。強盗の手口がこれ又危険極まりない。つまり侵入強盗が顕著という点である。平成 14 年中だけでも 157 件、前年比 60 件、61.9%増である。日本人により惹起される強盗に比べ、その割合が甚だ高い。

すなわち、来日外国人による侵入強盗は検挙状況だけでみても非侵入強盗 36.4%に対し 63.6%を占める。日本人のそれは侵入強盗 35%に対し非侵入強盗 65%であるが、これと比較して強盗一つとっても外国人犯罪の凶悪性が目立つのである。

白書によれば、いろいろな事例が紹介されている。われわれの法廷経験からしてもこれを首肯しうるのであるが、りつ然暗然たる思いである。日本人が危害を加えられた割合は 70%で、5 年前と比べて 1.2 倍に増えていることに照合すると、この思いは見当はずれではなく、何と凶悪な奴輩かなといった実感が間違っていないことが明らかといえよう。

3. 次に窃盗犯の検挙状況をみてみよう。平成 14 年中の重要犯（侵入盗、自動

車盗、ひったくり、すりを指す)の窃盗犯全体に示す割合は件数が10年前比で34.8%から41%に、人員が9.8%から21%にと、より悪質な重要窃盗犯の検挙が増加している傾向が窺われる。14年分を手口別にいうと、ピッキング用具使用による組織的な侵入盗、自動車盗の発生が著しく、一旦減少した自動販売機荒らしの検挙件数が再び増加していることなどが挙げられる。たまたまなというのが人々の思いであろう。

尚、特筆すべきは、平成14年の共犯事件の増加、組織化の進捗である。共犯比率は前年に比べ5.6ポイント上昇した。平成8年以降の増勢が著しい。ということは、仲間による共同犯行つまり組織化が進んでいるということに他ならない。共犯事件は日本人のそれに比し外国人の比率をみると、日本人の実に3.3倍となっており、来日外国人は群をなして悪事を働くという傾向が強いことが明確となった。その原因を分析する必要があるが、必ずしも明らかでない。

われわれの扱った事件の経験に即していえば、同国人が集まる、多勢で群れをなしていれば安心できる、荒稼ぎを考える、一人でやるより効率的に利得をえやすい、悪いことをやることについての反対動機の形成ができない連中が多い、犯罪に追いこまれる状況、つまり所持金に窮する、仕事がない、食べていけないといったことが多い。

更に異国で犯罪を実行しても仲間がいれば心強いし、かくまってもくれる、いざといえは助けてもくれる、一体感を持つてる、離合集散をやりやすい、リーダーがいてその下にくっついていけば目立たなくてよい、自国へ帰っても自慢が出来る(例えば或る国から来た人々の話を直接、或いは通訳を通じて聞くと、仲間は同じ地域のとくにスラム街から来日したもので、日本での生活状況や、稼ぎ具合がその地域に知れ渡り易いため、Aはいくら稼いだ、Bは働きが悪いといった評価を受けるのをいやがる、仲間共に荒事をやるとそれが伝えられるといったナマナマしい話が出るのである。)といったことをさしあたり挙げるができる。これらの点も要因の一つとなるのであろう。

白書によると、凶悪犯の中では特に強盗の共犯事件比率が高く、窃盗犯の組織形成の高まりと共に、侵入盗の居直り強盗への転化にみられるように犯罪

の悪質化、凶悪化が一段とエスカレートしてくることへの懸念が表明されている。宜なるかなである。

犯罪の地方拡散化、広域化については既に幾度か言及したところであるが、とりあえず全国への拡散状況をみてみよう。東京以外での地域では平成 14 年の検挙件数でみると、すべて約 50%以上増加していることが明らかである。多い順に並べると東京都が断トツで 4025、次いで中部地方で 1 万 265、首都圏を含む関東地方で 5793、近畿地方で 2377、九州地方 503、中国地方で 461 等々となっている。

次に、国籍別、地域別の検挙状況を観察してみる。平成 14 年中でみると、中国（台湾、香港を除く）が検挙件数、人員共に突出して多く、1 万 2667 件、36.5%、6487 人、40%で平成 5 年と比べてそれぞれ、3.1 倍、2.1 倍と増加している。ブラジルがこれに次いで多くかつ増加傾向も著しいことは別の項で既述したとおりである。

尚、不法滞在者による犯罪の割合を検討すると、平成 14 年中の総検挙件数、人員に占める割合は 51.9%、凶悪犯の占める割合はほぼ 40%となっている。特別法犯検挙人員中に占めるオーバーステイ者の割合は実に 82.3%を占めている。最近では、旅券の偽造、変造、偽装結婚等、不法入国、滞在を助長、促進する犯罪も多発しておりこれらの非行についての手口も多様化、巧妙化しているほか、組織化、地方拡散化の傾向も強まっている。これに日本国籍の者が加わってくる、或いは外国人犯罪を助ける組織が出てきていることを窺わせる徴表も見え、一体どうなっていくのであろうわが国はと慨嘆せざるを得ない。

何としてもこれらの社会事象に対する各般の方策が検討され、実現されねばならない。

以下若干の提言を試みたい。以下の各章はこれらに対し若干の答えを具体的に用意したものである。識者の批判をまちたい。

第 6 節 犯罪統計資料速報値

尚、最新の犯罪統計資料をホームページにアクセスして得たところによれば、そ

の実態は以下のとおりである。まず平成 14 年中のそれである。いわば速報値で概数となるのであろう。

1. 刑法犯特別法犯についてみる。特別法の主要なものはここでは、外国人登録法、入管法、売春防止法、青少年保護育成条例、貸金業規制法、関税法、商標法、外為法、銃刀法、火薬取締法、麻薬等取締法、毒物及び劇物取締法、廃棄物処理法、労基法、風営適正化法、児童福祉法等をいう。

特に来日外国人による重要犯罪、重要窃盗犯の国籍別検挙人員である。ここでいう罪名は、殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐、強制わいせつを指す。多い例を列挙すると殺人についていえば中国 14、韓国朝鮮 6、ブラジル 8、タイ、フィリピン各 3、パキスタン 2、である。

強盗についてみると、中国 126（香港、台湾を含む）と突出しており、次いで韓国朝鮮 20、イラン 7、ベトナム 11、ロシア 3、ブラジル 74、マレーシア 6、フィリピン等がまず目につく。強姦は総数で 25、放火は 7、略取誘拐が 18、強制わいせつが 30 と数えられる。

2. 次に重要窃盗犯をみってみる。侵入盗、自動車盗、ひったくり、すり、である。侵入盗を多い順にあげると中国が 456、ブラジル 57、韓国朝鮮 18、ロシア 5、ベトナム 15、フィリピン 7、等が目立つ。自動車盗でみるとブラジル 77、中国 15、スリランカ 7、マレーシア 6、韓国朝鮮 3、等である。ひったくりでみるとブラジル 21、中国 9、ベトナム、韓国朝鮮が各 2 である。すりはどうか。やはり多いのは中国 28、韓国朝鮮 23、ブラジル 4、フィリピン 3、といったところである。

3. 今度は地域別に来日外国人の犯罪の趨勢をみてみよう。刑法犯、特別法犯の検挙件数、検挙人員で数える。顕著な地域を挙げるにとどめるが、件数でいうと北から札幌 178、宮城 189、福島 174、東京 9217、茨城 406、埼玉 1416、神奈川 2163、千葉 969、福山 583、岐阜 534、愛知 8710、大阪 1433、兵庫 665、広島 248、山口 285、高知 254、福岡 244、大分 122、沖縄 54 等である。

増減率でみると、前年比マイナスの地域も少なくないが、プラスになっているところで目につくものを指摘すると、釧路 19.5%、青森 62.5%、東京 11%、神奈川 33.8%、山梨 34.9%、富山 254%、福井 371.1%、愛知 231.6%、和歌

山 44.4%、鳥取 138.9%、高知 227.7%、大分 130.2%、沖縄 68.8%となっている。地方への拡散が著しく進んでいる表れの一つといえよう。

第3章 来日外国人による国内犯罪に対する真摯な危機感を国民が共有することについて

第1節 地域社会の協力連携

今日でこそ、政党のマニフェストにも掲げられ、これらにも触発され、各種の情報にも影響されて、政府、国民の間にも犯罪の危機的状況についての認識が深まってきたように思われぬでもない。

ある政党は治安問題につき捜査能力や出入国管理の強化などの緊急対策を実施し、5年で治安の危機的状況を脱出、不法滞在外国人（25万人）を5年で半減させる。警察官を増員し、3年で全国の「空き交番ゼロ」となるよう目指すとの数値目標をかかげるまでになった。又ある政党は警察官3万人増員で凶悪犯罪の検挙率を84%に回復させるとする。いずれも異論をとる筋は全くないが、ただ人を増やせば困難な治安問題が解決するというものではないことも又、火を見るより明らかである。それも大切な事柄であることは今日間違いないことであろうとしてもである。

いずれにしてもこれらの諸施策が実効を挙げて、安全な日本国となってほしいと思うのは誰しもであろう。例えば最近のニューヨークでのジュリアーニ市長時代に措かれた効果的な方法を想起されたい。わが国の場合での一例を挙げよう。最近の報道によると、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（いわゆるピッキング法と呼ばれるものである）は、平成15年9月1日から施行されたものであるが、9月1ヵ月で、全国で検挙された事件は61件、67人と報じられている。

検挙者は日本人が47人で7割、中国人が16人であったとされる。この法律が時宜に適した効果的なもので摘発した警察の努力を多としなければならぬが、ここでも留意されるべきは、関係機関、地域社会の協力連携が大切だということ、市民一人一人の犯罪に対する、悪いものは許さんとの強い意識が不可欠であるということである。有効な立法政策の確立と、その基盤の確立を呼ぶのは提言というには地味で平凡なものに過ぎないが、看過できない手法の一つであらゆる施策の基盤となるものである。

第2節 装備と法の整備

そもそも守られるべき被害者すなわち国民と、糾弾されるべき加害者すなわち不良外国人とを逆転させたようなアブノーマルな意識は捨てねばなるまい。昨今の犯罪対策は未だ国民のサイレントマジョリティを反映してはおらず国益を守る（昔はこの言葉自体、云うをはばかるような時期があった。）という考え方、国防という意識をもって来日外国人犯罪について語られるということも余りなかったと思う。

今やしかし、この点に関する汎い深い情報の収集とその分析、並びにその活用、これに基づく、国民の世論の確立が不可欠であり急務である。今日国民のいただいている社会生活、日常生活における犯罪に対する不安感、恐怖感さらには眞の識者のかかえるこの問題に対する危惧の念、憂慮への関係当局の有効迅速な対応が十分でないことへのいら立ち、不満を当局は受け止めなければならない。

国民とそのいただいている感情、状況感というものをいわば共有することからはじめなければならぬ。そのことによって、日本の外国人犯罪対策はその基盤と力強い手法を実施することが可能となる。

国ぐるみの犯罪に対処するには、国ぐるみで対応しなければならないのは余りにも当然のことである。例えば昨今の日本の周辺海域における惨たんたる状況を踏まえてみると、生ぬるい方策でなく、断固たる国の施策を示す必要がある。

例の海上保安庁の工作船の追跡と沈没に象徴されるように、よくその任務を果たしているやにみられるが、その装備、武器の性能、船舶の活動範囲、これらの活動を支える法の限界等を考慮すると、日本は相当な武器と組織を持たねばならない。この場合、主たる役割を果たすのは、海上保安庁だけでは足りず、海上自衛隊が必要とされる場面も想定しなければなるまい。

国軍を創設せよとの声もあるが、それには憲法改正を要し、各般の法整備が必要である。時間がかかり過ぎる。ではどうするか。こうして問題についての意識改革がまず必要である。しかも単なる精神論にとどまってはいけない。

第3節 防犯意識の向上

かくして、凶悪犯罪が多発するようになった今日の社会では、犯罪による被害は他人事ではなくなり、自らの身近な自分自身の問題として受け止めなければならぬ

い。不安や脅威、実害はいつでも、誰でもが持つもの、会うものとして認識される必要がある。その昔は深夜、人通りのないところ、鍵をかけない家、怨恨をいだかれるような人間関係の下で発生した例などが多かったが、今や時、処を問わず職業、日常行動の場、電車、駅頭、自宅等の如何にかかわらず、潜在的顕在的な危険に襲われることを常に意識していなければならぬ。犯罪による危難に対してもっと用心深く、さまざまな対応を考えなければならぬのである。

以下項を改めて、思うところの一端を提示してみようと思う。

第4章 いわゆる国民総背番号制の確立について

第1節 背番号制の創設と活用

背番号制とは、政府が国民全部一人ひとりに背番号コードをつけ、全国共通の国民登録証（いわゆるIDカード（アイデンティティーカード））を発行し、これを所持させるという制度をここではいう。

納税、病気治療、そして本稿の主題とする犯罪、とくに外国人犯罪防止に役立つものとして構想される。今回立法された住民基本台帳法改正法とは根本の思想を一にするが、目的は専ら犯罪外国人あぶり出しの方策として、あらたにこの分野に限定して使用されるものとしてここに提言する。

住民基本台帳法とは整合性をもつものと思われる。生涯不変、一人一コードを原則に背番号コードを付し、出生したときにこれを受付けた住居地（本籍地）の市区町村長がこれを付する。移動（住居変更）、結婚、養子縁組、離婚、氏名の変更等の身分変動があってもその同一性に変更はなく、この背番号コードは死ぬまでその人についてまわる。ここで確保される背番号コードには氏名、本籍、住所、性別、生年月日の人に関する同一性識別の基本データが、全国ネットのコンピューターシステムで管理される。一人ひとりに全国共通のID（同一性識別）もしくは平たくいえば身分証明が発行される。人々はこれを所持することが義務づけられる方法が望ましい。

今回の住民台帳に関する立法は10桁の背番号が付与されることになっている。われわれはこれと同じ理念のもとに犯罪、治安維持、犯人発見の端緒となる制度を創設活用しようとするのである。別に論ずることになるが、いわゆる指紋登録をもこれに合わせてその効果は抜群のものとなるに違いない。世の中が進めば、これに顔写真（パスポートのそのように）瞳孔等の紋様がこれに加えて或いは替わって確保される方法も同様に検討されるべきである。

ただし、そのプライバシーは完全に保護、保障される体制がとられなければならない。そのためにはこれに汎用性を持たせない。日本人と外国人を識別することの

みに利用される。大胆など云われるのを承知でいえば、現実におこなわれている外国人登録証制をより有効ならしめるため、登録制度を広くわが国民に拡張しようとする考え方である。何を時代錯誤の方法を考えつくものかな、とんでもないと思う人は、今のわが国の治安の危なさを真に理解していない人の申し条であると思われる。

なるほど、プライバシーを侵害すること甚だしい、人の基本的な要素を公のものとし、それをぶら下げて歩けといわんばかりの手法は基本的人権が全く無視されるではないか、いやそのみならず人間の尊厳の問題という本質にかかわることではないか、漏洩されない保障はない、紛失や盗用、偽造などが防げるのか、そんな危いものをたかが治安という名のもとに許されていいはずがない、危険が大き過ぎる、健康保険証・パスポート等で足りるではないかというような反論はあるであろう。何も悪事を働かねば恐るるに足りないというつもりは我々もない。

しかし、ヒステリックにもものをいうのではないが、かつて水と安全は只といわれた神話は完全に崩壊している時代、社会である。しかし、バランスのとれた人権感覚（犯罪者の権利を重んじ、被害者の権利をかえりみない、外国人にはよりやさしく、基本権は守らねばというようなことでなく）の下でいうならば、今やこれを提言、主張しなければならぬ程の犯罪社会、秩序混乱、悪質外国人の跳梁跋扈がまかり通る社会環境になっていることを忘れてはなるまい。恐ろしいことをいう人だという観念論での非難は程々に願いたいものである。

ちなみにこれはわが国だけの独自の発想では必ずしもない。既に隣国韓国では制度化されている由であるし、スウェーデンでも背番号制は採用されている（ただしカードを発行していない）ところである。番号化社会（キャッシュカードを想起されたい）と稱されるようになった程の社会とはいえ、更にこれをいうことがそのような社会を助長することにはならない。ただし、カード情報保護のための諸施策は厳しく実施されねばなるまい。そのギャランティがなくしては発想をし、提唱し難いものではある。

平成 15 年 5 月 30 日に公布された個人情報の保護に関する法律は、この点に配慮したものと考えてよい。利便性の高い社会を重視した手法を考慮するとともに、個人の人格に密接にかかわる個人情報が不適切ないし違法に取り扱われることになると、国民の不安はつものことになる。

例えば病歴情報のような個人情報漏えいしたり、悪用されたりしないような制度的社会的な基盤が整備される必要が、高度なものとして求められる。個人情報の特性に配慮しつつ、個人の権利、利益の保護についての万全の措置をとる必要はあるのである。個人情報の利用方法からみて個人の権利を害するおそれが少ないものについて、過剰な規制やIT社会の発展の妨げとならぬよう利用目的の制限、通知、第三者への提供制限、公表、開示規定などについて、高いレベルでの個人情報の保護に資せんとするものである。

同法にいう個人情報についての手当は、この法律によって一応の防波堤が築かれたものといつてよからう。総背番号制にも有効な手段と思われる。

犯罪が発生した、犯人発覚の端緒をえたいとした場合、これがあればふり分けが直ちに可能となる。識別が加速化され、整理がより早く進んで、外国人による犯罪の犯人にたどりつくことが一段と速くなり、犯罪の鎮圧、不良外国人の放逐、治安の維持に有効な手だてとなる。今議論されている納税者番号、立法化された住民台帳システムとは違ったものを構築する必要のあることは喫緊の課題といつてよからう。

もっとも、犯罪のみならず税務、医療、介護等の効率化、透明化を図る手だてとしても、本来は或いは将来において、国民総背番号制の採用が導入されてしかるべきものとわれわれは思う。其新聞的論調を真似したような論理や、建前論的にきれいな事を言い、耳ざわりの良い反対論をぶつ、評論家風発言に惑わされてはなるまい。

現に先進各国の多くは態様、細部においてこそ違え、諸外国では既に実施済みのところが少なくない。どのような問題にこれを活用するかは国により異なるとしても、他の項でも触れるように社会保障制度の適正な運用のために番号制をとる国、例えばカナダ、アメリカのように。住民票番号を用いるのは韓国、デンマークなど数カ国。納税専用番号を活用する国としてイタリア、オーストラリア、などなどを例証として挙げるができる。総背番号制は金融、証券の分野でも考慮されて然るべきであろうし、番号によるいわゆる名寄せによる統一的把握が利便性を発揮するに違いなからう。

ただ既に述べたように強力な包括的な個人情報保護のシステムが構築されること
が肝要である。政府税調でも、日本オリジナルの納税者番号制導入がはっきりした

方向性をもって検討されている由であるし、問題は論者の反論にもかかわらず、少しずつ進展しているやに見える。

本稿はいわばこれに先がけて提案するものである。アメリカにみられる R I C O 法（連邦法典第 18 編、(Racketeer Influenced and Corrupt Organization Act) のような進んだ犯罪捜査手法がない日本において、犯罪捜査専用の指紋押捺制の導入は、今日の社会的状況の下で国民のコンセンサスを比較的得られ易い方法といえるのではなかろうか。

ちなみに、韓国では住民登録法に基づいて、全ての国民に統一的な共通番号を付与し、この番号を幅広い行政分野で利用していると、「現代マリア」1985年7月の253号に記載されている。そしてこのように住民に統一的な番号を付与する制度は、韓国に限らず各国で実施されていると説明している。

社会保険制度の給付及び保険料納付の状況を管理するために番号を付与するアメリカ、カナダ型、住民登録等に基づき全ての国民に番号を付与するスウェーデンなどの北欧型、納税を管理することを目的に税務当局が国民に番号を付与するイタリア型などがあるという。いずれの制度も、この番号が幅広い行政分野で利用されている。韓国の番号制度はこの北欧型に該当するとされる。論者によれば、今回の日本の住民基本台帳番号制度も、この北欧型に最も近い制度という(ただし韓国は 13桁、日本は 10桁である)。

第2節 韓国の共通番号制度の概要

韓国における共通番号制度は、住民登録法を根拠とする住民登録制度である。その目的は、行政機関が住民を統一的に登録させ、住居の居住状況と異動実態を把握し円滑な事務処理と国の人材管理に能率を期するようになると理解されている。行政の合理化、効率化を図るという点ではわが国の住民基本台帳制度に相応する制度であろうが、統一的な共通番号の付与、IDカードの発行及び情報の利用状況について差異があるようである。

古く 1968 年に住民個人々人に番号が付与され、18 才以上の者に住民登録証の発給を行うようになり、1975 年にはその年齢を 17 才に引き下げ、かつ受給を受けることを義務化した。1980 年の改正で、住民登録証の所持義務が定められ、これが本

格的にIDとしての役割を果たすようになった。1991年には電算処理が始められ、目的外利用など不当不法に処理をした者に対する処罰規定や、個人情報の保護に関する規定が新設された。

ちなみに諸外国における共通番号制度についてはジュリスト 1069 号によれば次の如く示されている。

諸外国における共通番号制度について

	番号の種類	実施時期	人口 (万人)	付番対象者	付番主体	番号を利用して いる行政分野
アメリカ	社会保障番号	1936年	2億5,800	全ての市民、 永住者、労働 許可のある外 国人	社会保障庁	税務、社会保険、 年金、運転免許 証(一部の州)等
カナダ	社会保険番号	1964年	2,730	全ての市民及 び永住者等	人材管理及 び開発省	税務、失業保険、 年金等
デンマーク	住民登録番号	1968年	514	全国民	内務省中央 個人登録局	税務、年金、住 民管理、諸統計、 教育等
スウェーデン	住民登録番号	1968年	856	全国民	国家租税委 員会	税務、社会保険、 住民管理、諸統 計、教育等
ノルウェー	住民登録番号	1970年	424	全国民	登録庁	税務、社会保険、 諸統計、教育、 選挙等
シンガポール	身分証明番号	1948年	293	全国民及び永 住者	(国民) 国民登録局 (外国人) 入国管理局	各種行政分野
イタリア	納税者番号	1977年	5,766	納税者	財政省	税務、諸許認可 等
オーストラリア	納税者番号	1989年	1,728	所得税の対象 となる所得を 有する者及び 社会保障を受 ける者	国税庁	税務、社会保障 等

出所：ジュリスト（No.1069）「住民基本台帳制度と住民基本台帳について」

第5章 国民総指紋登録制の採用について

第1節 指紋登録制の効用

この問題を提言しようとする、まず生理的といつてよい程反発する人が多分少なくないであろう。人権問題だ、プライバシーの侵害だと叫ぶ人もいよう。屈辱的な制度だという人もいよう。とんでもない暴挙、専制国家のようだ、かつての外国人登録証の指紋採取の問題のときの議論とさわがしさをくりかえすのか、との非難もあるかも知れない。だが今日の社会状況にかんがみ、外国人犯罪の防止、抑圧、国民が安全、安心の下でできる日常生活のための有効な手法の一つとして敢えてここに提言する。

なるほど何も悪事を働いたわけでもないのに指紋採取を義務づけるとは何故であるかと直ちにいわれるであろう。だがしかし、冷静に今日の社会環境を、昨今のそして将来の一層の国際化、グローバル化を考えてほしい。試みに毎日の新聞の社会面を見られたい。外国人犯罪の増加（日本人もそうであるが）、治安の悪化、検挙率の低下、等々今までの日本ではとうてい考えられぬような来日外国人による凶悪犯罪の発生や激増等が報じられぬ日は殆どあるまい。

このようなときに国民が指紋採取に協力することでこれらの社会事象の鎮静化に役立つのならば、青筋を立て、目くじらを立てる程の問題かどうかよくよく勘考願いたい。指先を黒い墨のようなインクに染め、十指指紋を任意的でなく義務的に取られるのを侮辱ととる人は少なくないであろうことは確かである。それにいわば最大の個人情報の開示である。その後の濫用、盗用、等を危惧する人もいよう。

だがこの方法を措ることで犯人確保の道筋がより確かなものになることは火を見るよりも明らかである。不法入国した所在もつかめぬ外国人の指紋はそもそも採れないのに、何程の意味やあらん「害あって益なし」、第一、国外逃亡されればそれまでではないかという論者もいるかも知れぬ。だが悪者を逃がすことに手をかすことに加担はできない。この制度を採用すれば、指紋検索によってたちまち、消去法によって犯人が絞られるという効用は否定しえない。遺留指紋の発見が直ちに犯人の

特定、確保につながることもそうである。指紋制度は最も安価で簡便な犯人発見の道具であることを十分に認識してほしいものである。

たったそれだけのためというなかれ。日頃の不良外国人への監視の眼を怠ってはならぬことが前提の一つではあるが、足どり地どり捜査、赃物探索、犯行現場の遺留指紋の識別がどれほどたやすくなるか、考えてもみられよ。もともと 12 才以下の子供或いは 80 才以上の高齢者についてはこの問題からは除外してよいと思われる。犯罪の低年齢化の傾向は著しく、他方高齢化社会の進展とともに老人による犯罪も少なくない今日でも、この年齢層の不良外国人が罪を犯すこと、来日してそのまま不法に滞在することは、随伴者としてはともかく単独ではまず考え難いからである。

コストの問題、費用対効果の問題もあるところである。われわれの最近経験した事例だが、年金生活の 79 才の老盗が女性二人の居宅に侵入、73 才の老女に取り押さえられたというケースがある。女もここまで強くなったかという思いと共にいくつになっても犯罪をする愚か者もいるということを改めて知った次第。とはいってもレアケースといえよう。

第 2 節 指紋の歴史

そもそも指紋が人の区別のために用いられたという事実は遠くバビロニア、アッシリア時代において記録上既にみられる。例えば大英博物館にはバビロニアの軍人が被疑者の逮捕と指紋の採取を上官から命ぜられたという記録が保管されている。又、11 世紀初め中国新疆省南西地方で発掘された古代文書によると、更に実用的で古代中国でも借用証に印鑑の代わりに自分の指の印象を描いたと思われる指痕跡が残っている。現存する中国の指紋押捺の最も古い文書として知られているのは、12 世紀ころの土地契約書で、ここでは渦状紋が押されている。わが国では奈良朝前期に畫指として用いられた由である。「日本紀」に手掌押捺の記録もあるという。

これらの歴史を経て今日の指紋法が個人識別の必要上確固たる地位を固めたのは後世のことである。終生絶対的に不変のもの、他に同一のものがないこと、という特性に着目し、ある紋様が前に登録されているかどうかをたやすく知りうる分類と整理がなされていることが指紋法の意味とされるが、これを活用しようとい

うのである。

もっともここでは 1991 年ころのわが国の指紋押捺の問題が想起される必要がある。当時外国人登録法では、他人の登録証明書の不正使用防止を目的とし、一定の外国人登録に際し指紋を押させるという方法のみが行われていた。世界の各国でも多く実施されているところであった。これが犯罪人扱いにする、人権侵害として不当不法であると論じられたのである。その結果在日韓国人について指紋押捺を行わないとされたことは記憶に新しい。本来は、不正登録の規制に役立ち、抑止効果を含め採取指紋により登録制度の正確性を担保することに有効であると理解されていたものである。

しかし指紋の採取（その代替方法例えば写真、掌紋、瞳孔模様、を含む。）は、今後もわが国にとっても外国人にとっても大切なことであるといえよう。従来から憲法 14 条、国際人権規約 13 規約 26 条に定める平等原則、憲法 13 条に定める個人尊重の法理、右規約 7 条に定める品位を傷つける取扱い禁止条項に違反する旨の議論がなされたことはご承知であろう。

判例は、平等原則について、憲法 14 条の許容範囲内とし、しかるが故に右規約 26 条にも抵触しないとしている。この指紋押捺制度は年々法改正が実施され、適用を緩和する措置がとられたとして、改善される方向に進んできた。例えば在留期間一年未満の者の押捺免除、登録証明書の切替間隔を 5 年に延ばした、回転指紋から平面指紋に改める、黒インクに代わり無色透明のインクによる押捺制の採用、指紋押捺を原則として最初の一回とし、爾後の登録証明書には指紋の転写に止めた等の改正が順次行われた。そして「多年にわたり在留する外国人の立場を配慮しつつ、外国人登録制度の在り方及び指紋押捺代替措置等、その基本的問題について検討を加え、改善を図ること」との国会内における附帯決議がなされ、平成に入っても政府の方針が示されている。いずれも主として在日韓国人に関する事柄であるにせよ、このような趨勢を視野に置いたうえでの議論をしなければならないことは承知の上である。いわばタブーへの挑戦といつてよかろう。

しかし前述したように出入国管理をめぐる、わが国内治安をはじめとする各情勢が厳しさを増している今日、出入国管理行政の重要性はいわずもがな、信頼性、妥当性、客観性のある外国人登録制度や指紋制度の見直し、確立も又喫緊の課題とい

えよう。現在の出入国管理及び難民認定法 23 条等によれば、在留の条件が定められているが、指紋押捺は義務的なものとはなっていない。しかしこれは来日外国人に対する上陸規制の一方法であって、日本国民については国益に沿った在り方が本人把握確認の方法について議論の対象となることは何ら差し支えあるまい。

目下政権政党のマニフェストにも治安問題の重視が掲げられている。各論的にいえば国と国民との契約を治安問題について交わすということであってみれば、これが具体化されたとき、国民も又契約当事者の一方として何をなすべきかについて、本来真剣に考えねばならぬことである。指紋の問題もその有力な一つといえよう。しかしいずれにしても、立法政策、法律事項である。周到にして綿密な検討が必要である。その引き金の役割を果たしたい。

ただ、政党や政治家のように警察官の人員増を声高に叫べばよいというものではない。人員の増加も有用な方法の一つであることを否定できないが、それをもって事足りるとするのは仏作って魂いれずの弊を免れまい。経済より治安に不安を感じるとの世論調査の結果が東京の下町で出ていると聞知したことがあるが、われわれも同感する。渋谷や六本木に行けば多くイラン人がたむろし、そこへ行けばクスリ（麻薬や覚せい剤）が彼等からたやすく買える、歌舞伎町には外国人の売人、風俗嬢、売春婦が蛇頭等或いは暴力団の縄張りをバックに多数潜在していると聞く度に、一体日本はどうなっているのだろうと思わぬ人は多分あるまい。

第 3 節 韓国の指紋制度

韓国のそれは南北分断、両者の緊張関係という国情もあつての制度と思われ、事情を異にするわが国ではいかなるものかとするむきもあるかもしれない。だが十分参考にすべき制度である。ただ住民登録制の一環としてなされ、その制度の中に包摂された形になっている。われわれは独自の制度として考えてみようという点において趣きを異にする。

現在韓国で施行されている住民登録法は（紆余曲折を経て 1997 年改正住民登録法が一部改正されたあと現行住民登録制が施行されている。）によると、以下のとおりである。

現行住民登録及び住民登録証制度によれば、すべての国民は自身のあらゆる指紋

を国家に提供することになっている。右手親指指紋は住民登録証の必要的記載事項となっており、住民登録票の作成過程で 10 指すべての指紋が採取されて保管される。

もっともこれに対しては文献によれば住民の動態把握と行政業務の効率性のための住民登録制度の目的にてらすと、あらゆる指紋を採取して保管することは不適切であるとの批判がたえずなされている由である。これは現実的に住民登録制度の一環で採取された指紋は、住民登録業務と直接の関連のない警察庁で統合され管理されるようになっているからである。

しかもこのような慣行は法的根拠なしになされている由である。住民登録情報の提供などに対する手続規定は、現行法でおかれているけれども、指紋採取については規定が用意されていない。われわれの知る限り現在、全国民を対象に 10 指紋を日常的に採取する国は韓国だけのようである。犯罪者の発見捜索において有用であるとしてもである。

このような社会的有用性が、国民すべての指紋を採取して保管することの合理的で正当な事由となるとすることは、十分でないとする向きもある。大地震、オームのような大事件による死者等の身元確認のためには便利とはいえ、それは指紋制度の副次的効果であって、指紋制度の本来の目的ではない。犯罪人の捜索等についての利便性有効性も、ひいては全国民を犯罪人扱いにすることになり、韓国憲法第 27 条 4 項の無罪推定原則に矛盾するとの議論がなされている。のみならず、指紋制度は人間の尊厳と価値を傷つけられ、屈辱を感じるような制度でもあるとされる。そこで韓国でも現在指紋押捺制度に対する社会的拒否感が広まっているという。しかし実際は定着していると聞知している。

そのような制度をわが国でも採用せよというのかとの反論は確かにあるであろう。だが第一に、わが国では立法によって確たる法的根拠が与えられる。第二に、汎用性がない。多目的利用が禁止される。犯罪捜査に有効である場合のみに効用を発揮するものとして制限的なものになる。第三に、濫用、漏えいの懸念は十分に払拭されるものとされる。第四に、国民的コンセンスの存在が前提となるといった点で、韓国における右のような批判勢力の声を十分に超克できるものと思われる。

確かに韓国では、国家保安治安維持を目的として国民をコントロールする制度と

して機能してきた側面が強かったらしい。南北問題ではなく、来日外国人による犯罪増に対する対策の一つとして機能させるというわれわれの主張が、荒唐無稽のものとは思われないし、重大かつ現存する危険に対するこれらの事態に対して、最も有効でかつ合理的現実的なものと考えすることは、むしろ今日的ですらあるといえる。お目出たい日本人を装うことは大概にというのがわれわれの考察である。

第6章 外国人の出入国管理の方策としての指紋採取

第1節 個人認証手段の多様化

ところで、同時多発テロ以降、外国人の出入国管理が多くの国で強化されたことが知られている。

とくに、報道によると、アメリカでは来年それも1月からビザ（査証）を持つ全ての外国人入国者に顔写真と指紋の登録が義務づけられる。時宜を得た適切なものと、われわれもこの対応を支持したい。このほど新聞の報ずるところによれば、顔や指紋を電子情報としてコンピューターに記録し、出入国を一元管理する外国人登録システムを公開した。これはテロリスト等が不法入国をするのを防止抑圧するため、個人の特定、識別に有効な本人の生体情報をサーティフィケート（認証）に使用するものとされる。最先端技術導入の成果が挙がるのを期待したい。

IDの電子認証化の試みは日本でも、ある先進メーカーのプロジェクトによって行われている。これも報じられるところによると、生体認証の有効な方法とされる。このケースは、専ら顔の特徴点を実に数多くとらえ眼鏡をかけても、変装しても、太った場合でも、この不動の特徴点を基本に同一性の識別に働かせるということを目的とする。未だ実験レベルの話のようであるが、この方法も工夫次第では外国人犯罪抑止のために有効な方法となるであろう。

現に立法され、公正証書の電子認証化が現実のものとなり、公開鍵、秘密鍵が、人の同一性識別の指標とされている。一部取引には既に活用されているが、いずれ商取引等万般にわたって利用されるようになり、その方法の有用性が汎く知られることになると、守秘義務の問題をクリアしなければならぬとしても、この方法による犯罪対策面の活用も考えられてよいものと思われる。指紋押捺に対する嫌悪感や煩さな手続を除去した進んだ手法として十分に検討に値しよう。

第2節 採取指紋の電子情報管理

ところで、最新の報道によると、入国審査に導入されるカメラ付き指紋採取装置

と、出国の際に使われるセルフサービスの認証装置のことが説明されている。すなわち、指紋採取装置は、球形の顔写真用デジタルカメラと、入国者が指をのせて指紋を定査する専用スキャナーで構成される。出国者が指を触れると、入国時に既登録の指紋データと照合する。航空券の自動チェックイン機に似た認証装置に指紋スキャナーがあり、これによって瞬時に不都合が発見される。入国時の指紋等データ登録によってその後の出入国の動静はすべてコンピューター管理される。この装置は全国の空港、14箇所の港でも導入される由である。これらの情報はもとより捜査機関に対しても所要の場合に提供される。厳正な出入国管理が一段と網羅的に強化され、不法出入国者の取締りが徹底されることになる。

この方法はわが国でも真剣に検討される要がある。航空機、港につく船舶のみならず、海浜での多数又は少数の入国者についてもこれが把握できるように、ネットワーク化された移動式のこの装置とデータが利用できれば万々歳というものである。将来的には個人識別、特定に有効とされる「虹彩」と呼ばれる瞳孔中の紋様も認証に導入されると聞くが、がっちりとした入管体制が確立されることになろう。水際作戦成功の強力な助手となりうるものである。成否の効果は暫く検証を待たねばならぬであろうが、わが国でも当局において可及的速やかに実現の方向でとり上げられるよう提言したい。

短期間のビザなし観光客には適用されないと聞くが、短期の観光目的で入国してきてそのまま、不法滞在、不法就労者の多いわが国では、ここにも網をかける手法がとれないものかどうか、しっかり検討する必要があるし、別人になりすまして指紋登録をするような輩に対する防衛策も併せて検討されねばならぬであろう。もともと10指である必要はない。2指（拇指、人差指）でも目的は達する。

わが国の入管法はもとをただせば制定の経緯をみると、米国移民法に影響されたところが大きい。違和感や抵抗感はこの手法の採用についてもないものと思われるが如何か。

第7章 コーストガード（沿岸警備隊）の設立

第1節 米国沿岸警備隊

まず先賢の、アメリカの沿岸警備隊の実情を詳かにする必要がある。ただしこれに関する資料は限られており、新しいものに接してないので、その一端をかいまみるに多分すぎないのであろう。

いずれにしてもコーストガードの設立が急務と思われる。後述のアメリカの沿岸警備隊の経験とその実際に範を求めるのも一つの知恵である。それには国防、国益についての国としての基本理念が確立されていなければならない。国民の安全と安心とについて座標軸をしっかりと持つことである。大げさにいえば国の尊厳を保つ決然たる姿勢を持たねばならない。国民も又犯罪に対処する相互の連帯感を持つべきであらう。他人事ではないということが平穏と飽食に馴致されてきた多くの国民にはこれらのことがまだわかっていないのは残念至極といわねばならない。理由のない黙殺や反発、不支持はもはや捨てるべきであらう。

一例をあげれば覚せい剤の国ぐるみの日本への何トンレベルの輸入を図らんとする組織がある。放置できない由々しき事態である。日本の治安は四方八方から食い破られようとしている。行政庁の役人は現場感覚がないから危機感がない。これに比し例えば東京都の治安対策をみられよ。徹底した方法がとられつつある。歌舞伎町の一斉手入れ、波状的な頻度の高い搜索、差押、検挙、更には警察署交番自体の移動、入管出張所の設置、麻薬取締官事務所の配置も考慮されるべきである。

ブロック警備、外国人犯罪についていえば、入国管理が公正な管理という点ではともかく、未だいかにも甘いと考えている人も少なくないと推察される。最近あった集団密航者の東京のド真中の銀座での大捕物劇をみてみられるがよい。警察の出動によって身柄が確保された。これとてもコーストガードがしっかり機能していればいわば水際で防げた筋合のものである。入管自体に強い権能を持たせること、適正配置に必要な人員増を考慮すること、警察力をこれらの方面にも導入できるシステムを構築することも一つの方法であらうが、これらの機能、能力、体勢を持つコ

ーストガードの設置が肝要である。国民の安全確保のためには安いコストといわねばなるまい。

警察、消防、入管、税関、海保、自衛隊の一部を一つにしたような対応のできる組織を作り活用されるべきであろう。政治による後押しと叱咤激励も不可欠である。少しく具体的に論述してみよう。

第2節 米国式沿岸警備隊の設立

記録によると、わが国の島の総数は6852、その海岸延長距離約3万3889キロメートル、排他的経済水域面積は接続海域を含めて約405万キロメートルとされる。この日本の領域を守りカバーする海上保安庁保安官の総人数は約1万2250余名である。沿岸防衛、海上犯罪抑止、検挙の組織としては寒心に堪えない。

国際犯罪対策基地（第3管本部）が新設され、本庁に刑事課、国際刑事課、警備課が編成されたり、第1、第3、第5の各管区本部に国際刑事課が新設された。覚せい剤、麻薬等の違法薬物や銃火器などの密輸入や集団密航、海上からの密入出国、領海侵犯さらにはいわゆる海賊問題等の海上犯罪を所管主掌する。第2、第4、第6、第8、第9、第10の各管区本部にも国際犯罪対策室が設置され、国際犯罪に対応するための組織が改編強化されるに至っている。十全なものとはいえないまでも一応の体制が整ったとはいえるかもしれない。

去る日の北朝鮮の工作船銃撃沈没事件に象徴されるようにテロ対策についてはよくやっているという評価を下し得ても、わが国への密入国、密出国が絶えず、その他の違法な諸々の事象の続発をはじめとする現状をみると、更になんとかしなければならぬとの思いにかられる。増員、艦船の増加配置、高性能の情報収集可能機器の配備、海上保安庁と海上自衛隊の連携活動の強化、充実など考えられることは少なくないが、いずれも対症療法的なびほう策に過ぎなからう。この際一つの提言であるがアメリカに範をとる沿岸警備隊の設立を考慮してはどうかというのである。

第3節 装備と体制

ところでその沿岸警備隊というのはどのような実体を有するのかをまずみてみなければなるまい。しかし資料に乏しくとてもその全容を詳らかにするまでに至らな

い。

米国の沿岸警備隊は元来、財務省の密輸取締りを主任務とする税関監視船部隊として創設されたといわれる。その後 1797 年にフランスとの間に緊張関係が生じた際、米本土の沿岸防衛と沿岸部での通商航路防衛用にカッターが投入され、翌 1798 年には沿岸警備隊は海軍長官の指揮下に入った。この警備隊は必要に応じて大統領命令により海軍の指揮下に入ると定められ、いわば海軍の補助兵力として少なからぬ役割を果たしてきたとされる。1967 年からは所管が財務省から、運輸省に移管された。

冷戦終了後、安全保障環境、戦略環境が大きく変化し、米海軍も縮小されたため、1995 年、国防長官と運輸長官との間で、沿岸警備隊が米軍の地域司令官の下で協力する四つの主要防衛任務について合意がなされた。いわく、海上封鎖、海外の港湾保安防衛行動、平時パトロール、環境保護活動であるが、これらは格別目新しいものではなく、既に従来から沿岸警備隊で実施されてきた類いのものという。

1995 年以後でも沿岸警備隊のカッターは 4 回にわたって海外での作戦に参加した模様である。沿岸警備、周辺海域での犯罪抑止、検挙が主務担当と考えるわれわれの構想の域外にでている活動もある故、この辺の線引きはしっかりしなければならぬとしても、その行動半径、警察、ある種の軍事行動に関する活躍は垂涎の的といつてよい。

1997 年に沿岸警備隊の高官は、21 世紀に予想される状況に、海軍、海兵隊と協力して海上作戦能力を構成する国家的対応をしなければならないと発言している。それには能力的に三つの組織が重複することなく統合され、相互運用が可能で、多目的任務に対応できなければならないと指摘する。この辺は専守防衛を理念とするわが国でも学ぶに足る発想があると思われる。

1998 年、沿岸警備隊と他の二つの組織との共同作戦を増加させる必要が説かれ、「弾薬の共用性ばかりでなく、整備、工具、スペア、支援器材の共用性も高め、特に指揮、統制、通信、コンピューター、情報、監視、偵察（C4ISR）システムの適合性が必要となる」としている。意見にわたる部分は筆者の見解であるがその余の説明は、江畑謙介氏の論説（世界週報 80 巻 2 号等）に依っている。

これにより沿岸警備隊の力をみると、目下 93 隻の大型カッター、外洋哨式艇と

190機の航空機（ヘリコプター137機があるというが、カッターの平均艦令は、世界の42海軍の38位という旧式な状態にあるという。すこし古いデータのような。しかし「ディープウォータープロジェクト」という野心的な装備開発、調達計画に着手した。沿岸から80キロ以上先の「深い海（外洋）」での活動に必要な艦艇と航空機を意味する。この計画では沿岸警備隊の平時の人道支援、平和維持、司法、保護活動任務だけではなく、大規模地域戦争や小規模の危機的状況で海軍の補助として対応できるシステムであることが重視されている。平時においては別組織にする利点も少なくない。

わが国になぞらえていえば、自衛隊と沿岸警備隊との役割が重複する場合も少なくなく、その調整が重要と思われるが、一方で沿岸警備、わが国海域内でのテロ活動防止、悪質大規模な海上犯罪の予防、検挙に重点をおいた有効な組織として、わが国でも考慮に値する対象の一つと思われる。

第4節 運用時の考え方

もともと、わが国の既存の海上保安庁、海上自衛隊の目的、権限、守備範囲、装備等についてこれとの整合性のとれる方策でなければならぬであろう。

重疊的なものとして考えるか、守備範囲を段階的というか住み分けにするか、運用面の共用（アメリカの沿岸警備隊と軍のように）というレベルで考えるか、事象別にプライオリティの問題として考えるか、独自性をもつ縦割り型のものとするか、横断的に連携を密にした相互補完的なものとして捉えるか、犯罪対象によって個別に対応するか、情報、通信分野の連携や共同摘発を考えるものとして位置付けるか、さまざまな対論が考えられる。

第5節 海上警備の実情

それではまず海上保安庁の実情を海上保安庁の作成した、海上保安レポート2003によってみてみよう。

1. 海上保安庁は、最近の九州南西海域における工作船事件に端的に示される如く、国境の最前線で犯罪のわが国への流入を阻止し国民を外国人による犯罪の脅威から守るという任務を持っている。広大な海域における任務のみなら

ず海難救助、海上での環境防災、船舶交通の安全確保にもあたっている。僅か約 1 万 2000 名の保安官によって昼夜をわかたず支えられている。そのことをまず認識し理解を深める必要があるであろう。

しかし更にそのほかにも海岸線沿いにあるつまり臨海部の国内重要施設(原子力発電所、石油コンビナートのような)等の警戒、海賊船に対する哨戒、そのための高速高性能の巡視船の整備等を進めている由である。記憶に新しいが、玄界灘沖で国籍不明の漁船型艦船を発見、停船させて船内搜索の結果覚せい剤 151 k g という多量の違法薬物を発見、乗員(自称中国人)を逮捕したという海上犯罪の抑圧に貢献している。平成 14 年 4 月には国際組織犯罪対策基地も設置され、悪質化、巧妙化、広域化する密輸密航事犯に対する水際作戦もなされている。

又「ポートクリアランス」問題、つまり漁船特にロシア船の積出証明書の真がんの問題の処理にもあたった。真正、適法な証明書は、貨物関税申告書であることが明らかとなり、これによって対処されたというケースもあった。わが国の海域内での韓国船によると思われる不法漁業の取締りにもあたった(この部門は水産庁と競合する点もある)。又船舶の港湾出入港に伴う、公正迅速な管理のため、IT を活用して港湾 E D I システムを開発運用に供されてもいるという。

卑近なものとしては、海難、海中転落などの人身事故の 95% は沿岸から 20 海里(約 37 k m) 以内の海域で発生しているそうであるが、これらの沿岸海難に即応する体制、例えばヘリコプターとその乗員が確保されている。尚、統計によれば、平成 14 年中に主として合計 387.9 g の覚せい剤、5 k g の麻薬、その他銃砲、実弾の押収がなされ、31 名の密航者、21 名の手引者が検挙されている。

対前年比でいうと、銃砲の押収件数はいずれも増加している。薬物事犯についていえば、麻薬大麻は減少しているものの、覚せい剤は約 30 倍の増加となっている。集団密航事件の検挙数は 13 件うち 11 件は警察との連携によっているが、これが国内受入組織の摘発に結びついている。

2. これらの多くの困難、危険に対応するための捜査体制はどうか。

a. 海上保安官は女性 323 名を含め 1 万 2258 名、本庁組織のほか北の第 1 管区から沖縄の第 11 管区まで 11 の管区保安本部が設置され、その下に更に海上保安部などの官署が設けられている。平成 15 年度の予算はといえば国民一人当たり約 1341 円の負担であり、試みにアメリカの沿岸警備隊は、アメリカ国民一人当たりは日本の約 3 倍近く約 3000 円強（いつの時点のそれか定かではない）となっている。

b. 装備といえば平成 14 年度末現在、519 の船艇、75 機の航空機を保有している。ヘリコプター 46、飛行機 29 となっている。

もつとも、例の工作船事件に教訓を得て、平成 15 年度にヘリ甲板付高速高機能大型巡視船 2 隻、高速高機能大型巡視船 2 隻、高速特殊警備船 1 隻が整備されるという。この他前年度からの継続分として 5 隻新たに就役することになっている。このように巡視船艇の機能向上がはかられ、航空機の機能向上、装備の技術開発の調査研究も進められている。

第 6 節 わが国沿岸警備隊設立の必要事象

このようにみても、この上の沿岸警備隊の設置を提唱することは屋上屋を重ねることになりはしないか、折角充実しレベルアップしている海上保安官の体制を非効率化し職員の志気を阻喪させる原因になりはしないかとの懸念も生じるのは確かである。しかしわれわれのみるところ、少ない人員、予算、装備で活躍している人々にはいかがとは思われるが、やはり、わが国海辺の守りを固め、国民の安全と安心を確保し、ひいては国益を保全するには、やはり、沿岸警備隊の設立の提言は下げるわけにはまいらぬ。

1. 海上保安庁が悪質化、凶悪化、巧妙化する海上犯罪に対処するにはなお完全なものといえるか、という点である。
2. 第二に、保安庁の守備範囲が広大すぎて、手も目も届かぬところがあるであろうとの懸念は払拭できない。
3. 第三に、先述のような保安庁の人員や装備等をみると、早晚これでは対処できぬ異常な事態が想定される。迅速に機動的に強力に違反事象に対応するには、尚これを上回る体制が必要と思われる。海上保安庁自体が既に沿岸警備隊

の実体を持っているではないか。保安庁を充実させることによってその目的は達成できるという向きもあろう。或いは、保安庁内のタスクフォースとして位置付けられる強力な組織を編成することで足りるではないか、これらに対応しうる人を集め、訓練を施し、装備を高め緊急対応しうるには、もろもろの困難を伴い、第一練度を上げるのも大変だし、コストも多くかかるではないか。公務員の削減、合理化が叫ばれる中、むしろ保安庁の更なる充実、強化が焦眉の急であろうとする声もあろう。

新機軸のものとして、全く第一歩から考えるか、従来の保安庁の組織と機能を充足していく方向で考えるか、手順手法の問題もあろう。

われわれは、これらの議論を視野にいれ乍らも、やはり、犯罪に対する的確な対応のできる沿岸警備隊の設立とその活用を提言したい。

その内容はすべからく、固まっているわけではないが、わが国の特に海岸部、臨海部の守りを固めるのには、高性能、重装備の船舶とくに航空力を駆使した、海上警備、人工衛星を使用した高度の情報収集をもとにした部隊の設置を考えることは、時宜に即しない、という非難を浴びることになるであろうか。海上保安庁は海難救助、船舶の交通安全、海洋汚染の防止、海洋上の環境保護、海路標識の管理等に重点を置くものとして、沿岸警備隊は犯罪に対するより実戦的なものとして編成するという方式はいかがであろうか。

従来の保安庁の組織の改編ではないが、これまでの保安庁の組織人員や装備の有効活用を前提とした方法によれば無駄もなくなるというものではなかろうか。指揮権はどこが持つのか。海上自衛隊か。保安庁か。はたまた国土交通省か、第三者の独立機関の長か、成熟した議論を求めたい。われわれは、最後者を選択したいが、縄張り根性、島国特有の狭い視野での主張はなしである。一つの提言としたい。

とはいってもイメージとしてはっきりはすまい。われわれが具体的に考えていることは、要は、特に日本海、東支那海等に面した海辺に重点的に数多く基地を設け、隙間のない監視、検挙体制の基盤を作ること、小回りのきく高度の迅速性と情報収集、分析、伝達能力をもつ重装備の大小の艦船を用意すること、つまり機動性に秀でた部隊を持つこと、権限を洋上でおこなわれる

麻薬取引等海上犯罪の予防検挙、集団密航等の検索検挙等に優先的に与えること、武器使用の要件緩和について配慮すること、共同摘発が可能な体制を準備しておくことを念頭においてのことである。どちらかというとなスクフォースの考え方に立つものといつてよからう。

第7節 米国沿岸警備隊の理念、設置目的

ここでアメリカの沿岸警備隊の理念、設置目的、戦略を更に知るには少し古いが、1989年5月の同隊学校の卒業式での先代ブッシュ大統領の演説に耳を傾けるのが適当と思われる。その骨子は次のとおり。

「沿岸警備隊の卒業生が私とともにアメリカの力は民主主義と自由という永遠なる理念に奉仕されるものであることを確認するよう求めたい。世界は不幸な事実として、武装反乱勢力、テロリスト、沿岸警備隊として周知の麻薬の秘密交易者、ある地域ではこれら三者の恐るべき結合による脅威に直面している、沿岸警備隊は、第一に、効果的な抑止策としてアメリカの力と決意することである。

第二に、極力低い軍備レベルで安定を強化するための軍事力削減へのたゆみない取り組みが必要である。第三に、無尽蔵の資金と強力な武器を持つ麻薬組織に戦いを挑むのは大変なことである」としている。端的で明確な方向づけと認識を示したもののといえよう。

江畑氏によれば、麻薬対処についての問題点と現状は以下のとおりとされる。すなわち、アメリカ社会で最も問題となっているコカインとマリファナは殆どが海と空のルートで運ばれる。メキシコから陸路運ばれることもあるが、運搬効率が悪いのと発見される可能性が大きいいためかそう多量ではない。その他東南アジアのいわゆる黄金の三角地帯からアヘンが運ばれてくるが、これらも海、空路である。ただ、東南アジア方面からは距離が長いいため直接本土に入るより一旦マリアナで積み替え、取締りの目を逃れる方法がとられている。マリアナ諸島から米国領に入れば後はフリーパス同然となる。

したがって、麻薬密輸阻止作戦の主力はカリブ海を中心とした地域におかれることになる。コカインは主力原産地コロンビアから一気にアメリカ本国に運ばれるケースもあれば、中米諸国で積み替えてからアメリカ本土を狙うこともある。いずれ

の場合も運搬の主力である小型機を発見するのは極めて難しい。機は低空で、レーダー監視の目をくぐって侵入し、人里離れた草地、砂漠、時には沼地に着陸して積荷を降ろすこともあるからである。

そこで麻薬取締りの二大責任機関であるアメリカ税関と沿岸警備隊は海軍から中古の E2C ホークアイ早期警式機を借りて空中レーダーで、密輸機の監視を 1987 年から開始した。税関、警備隊ともに 2 機ずつ E2C を運用し、機上のレーダー操作員にはベテランの海軍操作員を移籍させて乗組ませている。洋上の小型機をレーダースコープ上で識別するのは熟練が必要だからである。早期警式機で発見した不審機を沿岸警備隊はファルコン 50 (HU25C) と共に、元はビジネスジェットであった機体で追跡する。空中から低空で飛ぶ密輸機を発見できるよう、機首に F16 戦闘機と同じレーダーを装備する特殊機である。さらに沿岸警備隊の機体には、赤外線監視装置まで備えている。E2C が飛ぶときにはファルコンも同時に飛び、空中で待機する。「戦闘空中哨戒」と呼ぶやり方である。

P3AEW の実用化に伴って、2 機の E2C は今年 10 月から沿岸警備隊に移管され、4 機態勢で運用されることになった。沿岸警備隊はメキシコ湾沿岸 6 カ所に、E2C と同じレーダーを装備する気球も展開している。また密輸船取締能力を強化するため、アイランド級という 20 ミリ機関砲を備えた高速巡視艇 16 隻を建造した。

税関の取締り権限は、米本土と 12 カイリの米領海内だけであり、公海上と他国領海線までは沿岸警備隊が担当せねばならない。実はこの権限の分割、オーバーラップが、米国の麻薬取締り作戦を不効率にしている要因ともなっている。また麻薬組織も利口で、空中監視レーダーの捕捉が難しい海岸線上を飛ぶとか、監視機の動きを知って、そのレーダー監視圏外を飛んだりしている。まさに“空中戦”である。

しかし、4 機くらいの空中監視機を投入したところで、麻薬流入阻止の完璧を期すにはあまりに微力である。なにしろ一年間に米国の国境を出入りする人間の数は 2 億人、これに 33 万隻の船が 400 万人の人間を運び込み、42 万 1000 機の民間機が 3000 万人の人間を米国内の空港に降ろしているのである。

なお、肝心の沿岸警備の日常的な活動、艦船、武器、装備等の詳細は検索しても資料が見当たらず、その現状の詳細は詳かではない。

第8節 わが国の入国管理体制

ここで入国管理体制についても一べつする必要があるであろう。円滑な人的な国際交流の促進は今日の社会、経済、政治の各分野において必要不可欠であることは論をまたない。

他方、わが国の治安維持の上で、周辺海域での麻薬犯罪や密航等の犯罪者を捕獲ないし排除することも、重要視されねばならぬことも明らかである。そのために出入国管理行政をはじめとする各般の体制が確立されている必要がある。例えば、現行の在留資格による就労目的の外国人をどう受け入れるか、その他適正な在留活動の確保、単純労働者の受入問題、研修生の適正な受入拡大をどうする、そしていずれは大きな問題となりうる難民をどうするといったことについて、対策を樹立することが大切で、現に逐次実施されているようであるが、不法就労外国人への対応、これらを包摂した入国管理、在留管理の充実、強化、関係機関との協力関係の強化等への強力な施策が実施されることが望ましい。

数字を逐一示すことは他の分野においてすでに詳細に明らかにしているので、繁さな事を重ねるのを避けるが、僅かの入国審査官、入国警備官では、十全の態勢がとれず、又その権限において捜査機関等の他の力を借りねば有効な対策を講じられないようなことでは心もとない。この方面に視野を重点的に広げた検討が早急になされ、有効な方策が樹立されることが望ましい。

第8章 新しい捜査体制の改編と捜査手法の確立

第1節 組織改正と対策の施行

外国人や暴力団による組織の増加に対応するべく警視庁に組織犯罪対策部が新設された。新たな部制が警視庁に設けられたのは報道によると36年ぶりという。組織犯罪への総合的、統一的対策が急務との認識に基づいての適切な処置といえよう。先述のような外国人犯罪の急増、凶悪化する中国人の犯罪増に対応しての全国に先駆けての組織改正で、時代の動き、犯罪の危機的状況に照らして適切なものといわれられも考える。われわれの担当経験した事件の中には何回も予め下見をし、見張り、侵入実行犯、被害者制圧などの役割分担も定め、身軽に動けるようにとの配慮からカンフーシューズを履き、覆面、手袋をなし、緊縛用の粘着テープや凶器、バールなどを準備し、金を持つ家について情報を得て押し込んでくる中国人を含む強盗グループがある。又ピッキングはおろか、サムターン回しの方法をも用いて侵入、根こそぎ金品をさらっている悪辣な中国人をはじめとする窃盗団はますます頻度を高めている。

同部は6課、1特捜隊により構成される。外国人組織の実態の把握や内偵、発生した事件の処理、暴対法に基づく諸活動をはじめ、暴力団を一手に引受ける、銃器、薬物の発見、検挙、情報収集、新宿歌舞伎町周辺の外国人犯罪を取締り、蛇頭などの中国マフィアを標的とするなどに向けてはほぼ千人態勢がとられたという。組織に相応した、精力的で緻密な捜査を大いに期待したいところである。第一線の各署にもこれに相応して関係課が置かれたが、本庁と各署の協力連携、関係機関との共同摘発等が十分に機能することが望まれる。

このところ諸々の事情に基づく検挙率の低下が強く指摘されている。最良の治安対策は発生事件の100%検挙であるとその昔からいわれていたが、犯罪の手口、態様等の様相の変化、不良外国人の跳梁、暴力団と外国人組織との協力関係の定立等激変する犯罪に対する総合的な対策、その実施が可及的速やかに検挙率（一時は19%台に下がった時期もあった）を限りなく100%近く飛躍的にアップさせ（従来

でも7～8割に達していた時期も長かった)、首都をはじめとする国内治安の確たる維持が要の課題であるといえよう。論者のいうように、又しばしば先述したように人員を増やすのみならず犯罪抑圧のための数々の知恵と工夫と方法も考案され、両者相まっの対策の施行が不可欠であることはいうまでもない。

第2節 警察活動の充実

東京都も全国に先立って治安対策を重視し、このところ諸々の施策が講じられつつあることは喜ばしいことである。願わくは掛け声だけに終わらず速やかに実効性が挙がることを期待したいところである。さらに犯罪の広域化、地方拡散化に対応した、地方の警察活動が充実する方へ向かうことでなければなるまい。

捜査のゆるやかなところ、警察力の弱いところで犯罪が多発するようでは、鬼ごっこようになる。出来うべくんば、全国均質の方策が地方の実情に合わせた形でとられることがベストであろう。平凡ながら犯罪は割に合わぬもの、悪を行えば必ず露見し、捕まるものという認識、状況が現出することが、犯罪の予防、抑止につながるものといえよう。

第3節 中国人の組織犯罪の状況

ここで、犯罪数の多い中国人の組織犯罪特に窃盗について少しく詳しく見てみよう。その昔、泥棒は単独犯が多かったといわれる。昨今はボスを中心としたグループ犯罪が組織としてなされる例が少なくない。どういうわけか、来日不良外国人のうちでも中国人にこれが多いという。先にも少し触れたように、下見はもとより、ピッキング開錠、サムターン回し、バールでこじあけ等の実行行為を分担し、見張り、逃走用運搬用の車の運転にも役割分担がなされ、盗んだ金品の運び役、盗品の処分なども一つの組織が担当する。犯罪の手口としては、いわゆる空巢ねらい、居空、事務所荒し、車上狙い、金庫破り、店舗荒し等がひとまずあげられるが、盗む対象は足がつくのをおそれた現金盗もさること乍ら、貴金属、宝飾品、手形小切手、株券、預金通帳、キャッシュカード、運転免許証、パスポート、高価な衣類品、車など一切合財ごっそり持ち出すというのが特徴的である。

家人が帰ってくる、電話があったなど危ないと思われる要因があるとみるや指揮

者の指示のもと、さーっと引き揚げていくというのも彼等の特質である。不幸にして帰った家人には凶器をつきつけて居直る、殺傷に及ぶというしかも残虐な方法を用いての実行をためらわないというのがわれわれの経験する事例である。

ピッキング盗については、古く平成 12 年 9 月に、最重要課題として総合対策本部が設置され、多くの逮捕者もみられた。このため窃盗グループは、広範囲に地方に拡散したともみられている。その実情は先に統計でみたとおりである。犯行場所は、比較的、中・高層のマンションが多く、逃走経路のため非常階段の出入りがしやすいといところが選択されるようである。

第 4 節 新たな捜査手法の確立

これらの新たな犯罪事象に対して新たな捜査手法が確立されねばならない。まず、問題点であるが捜査のプロの指摘するところに依ると、次のようなことがいわれる。

1. 計画性のある周到綿密な犯行であるため、初動捜査の実効があがらない。
2. 犯人は不法滞在者、密入国者が多いため、住所、居所、行動形態、グループの実体等の実情が把握できない。実行行為者達が役割分担というか分業をしているため、一部を検挙しても、共犯者にたどりつくまでが大変でその帰趨がわからない。そもそも共犯者の特定性に欠ける。仮名を使うし、住居を明かさない。必要ときには携帯電話で連絡し合い、或いはパチンコ屋など居場所を予め決めてつなぎをとるため、しつぽはおろか頭までつかめない。盗品の処分先やグループのリーダーの所在が不明のため、核心に迫る捜査ができない等といわれる。

従来の捜査方法では間に合わぬ、検挙摘発につながらないといったことで検挙率が総犯罪のそれをひっぱって下がるということになるようである。よもや捜査能力が体制的にも個人的にもその水準が下がったとは思いたくもない。

3. その他、犯行特徴を集約すると、マンション 1 階の出入口や反対側の路上等に必ず見張りを置く、下見をくり返す、内と外でたえず携帯電話で連絡を取り合う。対象物は現金、貴金属・金券類は勿論、テレビ、パソコン、高級バック類、背広等一切切切を奪取する。家人等に発見された場合は、催涙スプレー

を吹き掛けたり、サバイバルナイフ等の凶器で脅すなどしてたちまち事後強盗等に変身する。

盗品は、わざわざ被害者方のバックや紙袋等を使用して搬出する。被害品の通帳による預金の払戻しは勝手知ったる日本人に行わせることも少なくない。もっとも払戻役に持ち逃げされないよう、実行犯が銀行や郵便局周辺で見張りをする。盗品の処分は、身分証明のある日本人や同国人を使って、質屋や古物商へ処分したり、国際的なブラックマーケット等で売却するといったことがあげられる。

4. かくて従前の捜査手法ではたちゆかぬ、目的を達成できなくて歯ぎしりをするという事態が出現する。ではどうするか。

第一にかつての犯罪手口制の活用で犯人の割り出しが難しいが故に、常日頃からの監視摘発態勢の強化が不可欠である。来日外国人相手では的をしぼりにくいということに他ならない。

第二に現場の遺留指紋、足痕、遺留品などが仮に確保されても、外国人犯人まで到達し難い。もともとその動静が把握できてない連中だし、国外逃亡されれば跡かたもなく消えて、追求できないということになる。この点は如何ともし難いが、それでも平素の来日外国人の不断の日常的把握が重要であるし、地域重点的なじゅうたん爆撃的調査も大切といえよう。

第三に従来の盗品捜査では如何ともし難い面がある外国人による場合、盗品を質屋や古物商へ持ち込むという例は殆どないといわれる。大抵は闇のルートや盗品マーケット、同国人の故質屋へ物が処分されるが故である。赃物の線を追ってそこから足がつくということは通常ない。かくて質屋回りは無駄足となる。犯人発見の端緒となるべきものをできるだけ確保する以外に方法はなかりう。

第四に犯人の面取りができていても、外国人のその場合、確実に或いは正確に犯人と特定しうることは通常至難である。皆似たような顔をしており、識別がむつかしいのである。ことは目撃者がいても同様である。

ほんの一例を挙げただけであるが、人を見て法を説けで、新たな事象に即した科学的捜査方法、犯人のあぶり出しのための先述来の諸施策の実現と活用が望まれるところである。

第9章 量刑の重罰化の検討

第1節 量刑と被害者感情

刑事裁判における量刑のあり方について一言しなければならぬ。刑の量定が緩やか過ぎないか、凶悪犯罪に対しては厳罰を、被害者やその遺族のことにも気配りをした判断を、日本を外国人による犯罪者天国にしてよいのか、甘すぎる刑では犯罪に対する抑止力にもならず、いわんや威嚇にもなりえない、下される甘い刑罰によって犯罪者は日本での犯罪を躊躇しない、発生した犯罪の検挙率を100%に挙げることも大切だが、裁判所が厳しい態度で臨まないようでは、画竜点睛を欠く、などなどの声を、各種の報道や刊行物、その他庶民の声として発せられるものによって、これを知ることができる。

第2節 量刑と罪質

ここでまず司法統計年表（刑事篇）平成14年版によって観察してみよう。

外国人の通常第一審事件の終局総人員によってみるのが一番わかり易い。外国人のそれは、人員にして全国総数1万713名、死刑1人、無期懲役5人、有期懲役1万334人、有期禁固51人、罰金59人、その他となっている。刑法犯3617名中罪質で多いのは、窃盗1928人、以下多い順に、過失傷害、傷害269人、公文書偽造、同行使164人、詐欺156人、強盗致死傷153人、強盗98人、恐喝71人、住居侵入63人、わいせつ姦淫、重婚63人、支払用カード電磁記録に関する罪56人、殺人37人、盗品等に関する罪35人、等々である。

特別法犯の総数は人員にして7096名、内訳をみると出入国管理及び難民認定法違反5695人、覚せい剤取締法違反731人、道路交通法違反232人、大麻取締法125人、売春防止法違反29人、あへん法違反24人、麻薬特例法違反19人等々である。強盗致死、殺人、強盗、窃盗、住居侵入、違法薬物事犯が多いのが一目瞭然である。

第3節 軽い量刑と国際的視野

これに対する量刑（無罪が4件あるが）は圧倒的に有期懲役刑が多い。懲役何年かまでは統計上明らかでないので、これが厳しいか甘いかは速断し難い。しかし三審制をとり、丁寧に時間をかけて審理し、被告人の事情までを十分に酌んで判決が云い渡されていることは想像に難くない。量刑はあくまで個々のケースの犯情により定まるが故に、一概にその軽重を論ずることはできない。

しかし巷の声や、新聞の投書欄、テレビ報道の論調などに依拠する限りでは、手ぬるいとの批判が数多くあるのも事実である。裁判は犯人とされるものの一番良好な状態をみるが多いため、これらに着目して更生を期待し、再犯のおそれなきことを願って量刑を考えるため、どうしても、公共の代表者である検察官の求刑よりも軽くなることは否めない。

にぎり屋印（求刑どおりの判決をする人をいう）とか八掛け判事とか、常識に沿わない刑だとか、被害者の人権に対する配慮が足りないとかの声がときおり聞かれるように昨今はなっている。情報化社会の良いところでもあり、誤まれる情報に基づくものもあつたりで、事案に即した評価の難しいところではある。

もっとも外国人犯罪の審理にあたっては難しい問題も山積する。デュプロセスの保障に関することである。質の良いレベルの高い通訳者の量的確保、つまりは言葉の障害の超克である。そして日本の訴訟構造になじまない外国人にいかにかこれをわかり易く理解させるか。適正な捜査がおこなわれたかのチェックが出来ているか。調書裁判、長い裁判になっていないかの諸点である。これを論ずるのは本稿の目的ではないので割愛する。

しかし、概していえば、刑が軽すぎる。外国人犯罪者に甘くみられている。これでは日本の治安は保てない。厳罰で臨む外国と比較して余りといえば余りではないかという声は間違いなく存在するし、日本人のからだの安全と心の安心を維持するだけの量刑であるかは問題視されて然るべきであろう。日本人と公平を失する厳罰は謙抑的でなければならないどころか禁圧されるべしとの声に耳を傾けることは必要ではある。

国益を守り、何よりも国民の国家や司法に対する信頼を確保するには、事案に即し、かつ広く国際的、国内的視野に立っての厳しい姿勢を保持することが肝要とい

わなければなるまい。われわれは景気よりも大切なものは治安であると云ってきた。日本を支える根幹の価値は教育と司法を重んずるという点にあるという立場よりすれば、現今の外国人犯罪に対する司法のあり方は、思い半ばするところである。賢明な選択を望むや切である。

参考文献・資料一覧表

1. 平成 14 年版犯罪白書
2. 平成 15 年版警察白書
3. 警察庁刑事局刑事企画課犯罪統計資料第 384 号、第 392 号
4. 海上保安レポート 2003
5. 出入国管理平成 10 年版
6. 全計出入国管理及び難民認定法逐条解説 坂中英徳、斉藤利男著
7. アジアの刑事司法 宇津呂英雄編著
8. 国際、外国人犯罪（シリーズ捜査実務全書）
9. 新版外国人犯罪捜査 捜査実務研究会
10. 来日外国人犯罪中の就労生、留学生に係わる犯罪行為の現状、不法残留者の国籍、在留資格について（警視庁組織犯罪第一課作成）（平成 15 年 6 月 30 日分）
11. 暴力団フロント企業、名古屋弁護士会暴対特別委編 5 6 頁以下
12. 世界週報 80 巻 20 号、70 巻 28 号、70 巻 40 号 1999 年 8 月 3 日号 江田謙介
13. 大韓民国の住民登録制度、関西大学法学論集 51 巻 4 号
14. 指紋押なつ問題 ジュリスト 981 号 山崎哲夫
15. 指紋 岡田鎮著
16. 住民基本台帳法改正と国民背番号制の危険 法律時報 71 巻 12 号 平松毅
17. 「改正住民台帳法」の概要 ジュリスト 1168 号 72 頁
18. 住民基本台帳法の改正とその問題点 ジュリスト 1168 号 84 頁
19. 外国人犯罪の急増に政治家は「戦う姿勢」を WEDGE VOL.15 NO.11 雑賀孫市

著者略歴

磯邊 衛（弁護士、元名古屋地方裁判所所長）

1932 年生まれ。岡山大学法文学部卒。56 年司法試験合格。松山地家裁を振り出しに、札幌地家裁室蘭支部長、最高裁調査官、札幌高裁事務局長を経て、84 年東京高裁判事。のちに釧路地家裁所長、長野地家裁所長を歴任し、91 年名古屋家裁所長、92 年名古屋地裁所長に就任。93 年 11 月退官。66 年デザイナー殺人事件や 72 年横溝正寿ちゃん殺人事件、86 年ロッキード事件全日空ルートなどを手がけた。

東京財団研究報告書 2004-5
外国人犯罪の動向とその対策
—若干の提言—
2004年7月

著者：
礒邊 衛

発行者：
東京財団 研究推進部
〒107-0052 東京都港区赤坂1-2-2 日本財団ビル3階
TEL:03-6229-5502 FAX:03-6229-5506
URL:<http://www.tkfd.or.jp>

無断転載、複製および転載を禁止します。引用の際は、本報告書が出典であることを必ず明示して下さい。

報告書の内容や意見は、すべて執筆者個人に属し、東京財団の公式見解を示すものではありません。

東京財団は日本財団等競艇の収益金から出捐を得て活動を行っている財団法人です。

TKFD
THE TOKYO FOUNDATION
東京財団